

平成27年3月

中札内村議会定例会会議録

平成27年3月6日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 農業委員会会長 道見文夫君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
住民課参事	坂村暢一君	福祉課長補佐	高島啓至君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		行政執行状況報告
日程第7		平成27年度行政執行方針
日程第8	請願第1号	農協関係法制度の見直しに関する請願書
日程第9	請願第2号	T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書
日程第10	陳情第1号	憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の採択を求める要請書
日程第11	陳情第2号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書
日程第12	発議第1号	中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	報告第1号	中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画作成報告について
日程第14	議案第7号	中札内村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第8号	中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第16	議案第9号	中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について
日程第17	議案第10号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第18	議案第11号	中札内村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第19	議案第12号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第20	議案第13号	平成26年度中札内村一般会計補正予算について
日程第21	議案第14号	平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第15号	平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第23	議案第16号	平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第24	議案第17号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第25	議案第18号	平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年3月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番北嶋議員と1番中井議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会報告。
平成27年2月27日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、3月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
3月6日、金曜日から3月18日、水曜日までの13日間とされたい。
- 2、議事日程について。
 - イ、諸般の報告。
 - ロ、閉会中の所掌事務調査。
 - ハ、行政執行状況報告。
- 二、平成27年度行政執行方針。
- ホ、議案24件のうち、議案第7号から議案第18号までの12件については初日の本会議で審議されたい。
平成27年度一般会計及び特別会計予算案6件、予算に関連する条例等6件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議で審議されたい。
また、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の、質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない、の規定を適用せずに、十分な審議をお願いしたい。

なお、新年度各会計予算案等は、3月16日、17日、18日の3日間で審議されたい。
請願第1号、第2号は産業常任委員会へ、陳情第1号、陳情第2号は産業常任委員会へ
付託されたい。

へ、一般質問は、3月12日、木曜日に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間にしたいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの13日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書に
ついては、印刷したものをお手元に配布しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（長澤則明君） それでは、説明させていただきます。

所掌事務調査通知書。

本委員会は、下記により所掌事務について調査することに決定したから、会議規則第7
3条第2項の規定により通知します。

記。

1、事項。

議会運営委員会の所掌事務調査。

2、目的。

（1）議会運営に関する事項。

（2）議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

（3）議長の諮問に関する事項。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

審査終了まで。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査について、通知がありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書の通り承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

最初に、田村村長、お願いします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について3月3日、スピードスケート競技及び障がい者卓球競技大会において優れた成績を納められた1団体3個人に対し、教育委員会のスポーツ賞表彰とあわせて表彰させていただきました。

次に、企画財政グループについてですが、国は、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法の基本理念を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するとして、平成27年度から5年間で取組む人口減少対策の具体策を盛り込んだ総合戦略を策定し、地方自治体にも地域実情に応じた地方版総合戦略の自主的策定を求めています。

これを受けて、村では全庁をあげて取組む、中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部を設置し、2月16日に第1回会議を開催、子育て環境の向上、定住施策、雇用機会の拡大施策など、将来の人口減少を視野に、活力ある地域づくりを目指すため、ワーキンググループを設置して、各分野における施策や推進方策の企画・立案を行い、10月までには計画としてまとめている所存であります。

この間、国が経済対策と地方創生施策として平成26年度補正予算に盛り込んだ地域住民生活等緊急支援交付金を活用するため、消費喚起・生活支援として、プレミアム商品券発行事業、高齢者生活支援商品券発行事業を、地方創生先行では平成27年度に実施を予定していた事業の一部を前倒しして、定住促進事業、小規模起業等支援事業、地域資源を活用する観光振興事業を実施するため、平成26年度繰越明許予算を今回の補正予算に計上しております。

なお、地方創生先行に組み入れる予定で国と協議を行ってまいりました、桜六花公園展望台設置工事及び宅地分譲地調査設計委託については、ハード事業として交付金対象外事業となりましたので、平成27年度の早期に予算補正を行う考えであります。

内閣府が全国の市町村の工業統計や商業統計など八つの経済指標のデータを取りまとめ、昭和50年を基準とした総合的な経済の伸びを示す偏差値を算出した結果、平成22年の総合偏差値において、農業産出額、製造品出荷額、従業員数がそれぞれ全国平均の50を大きく上回り、道内でもっと高い71.5という結果になりました。

特に平成12年から平成22年の10年間の指標は全国トップとなり、枝豆事業を推進した中札内村農協及び、生キャラメルなど全国展開を行った企業の力強さが表れています。

村おこし懇談会についてですが、防災計画の修正の概要説明と健康づくりの情報提供を兼ねて、すべての行政区を対象に、昨年11月4日から2月12日にかけて行っております。

地域公共交通会議ですが、市街地巡回バスの2回目の試験運行を2月9日から行っております。

今回は運行日・便数を効果的にするため前回と比べ少なくし、また、潜在的利用希望者の詳細を把握するため、バスの乗り方説明会、試乗体験、戸別訪問などを実施し、利用の周知を図っており、今後、ニーズ分析を行い、村内公共交通の方向性を見出してまいります。

市町村交流事業は、中学生交流事業の川越市訪問を1月8日から11日までの3泊4日を実施し、1年生7人、随員2人が、ホームステイでのホストファミリーとの交流、芳野中学校生徒との交流、美術館・博物館・川越市内の見学では市の歴史や文化を学ぶことができました。

男女共同参画の推進についてですが、12月20日に絵本作家の宮西達也氏を講師に招き、「ウルトラパパの絵本と子育て」をテーマに、約90人の参加をいただいて講演会を開催しました。

宮西さん自身の体験談と、絵本の読み聞かせを楽しく取り混ぜ、参加者からはたいへん好評をいただきました。

26年度から納付者への謝礼として村の特産品贈呈を始めたふるさと納税についてですが、2月末現在で62件、280万円に達し、応募件数は約4倍になっております。

パブリックコメントですが、1月に中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画案ほか2件と、2月20日から中札内村障がい福祉計画案に対して意見募集を行っております。

次に、開発事業関係ですが、帯広・広尾自動車道の更別インターチェンジから忠類・大樹インターチェンジ間について、今月15日に開通が決定しました。

大樹・広尾間についても計画段階評価が始まり、十勝の高規格幹線道路ネットワークの早期形成が期待されます。

次に、消防の広域化についてですが、2月20日にとちかち広域消防事務組合設立協議書の調印式が行われました。

協議書は北海道に申請し、5月1日の設立許可を目指しており、その後、初議会の開催を予定し、平成28年4月の広域化スタートに向けて準備を進めてまいります。

また、消防救急デジタル無線工事は、十勝管内を3工区に分け、2月25日に事務委託を受けている帯広市において一般競争入札が執行され、仮契約を締結しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

国民年金関係では、今年60歳、65歳となられる皆さんを対象に昨年12月8日、帯広年金事務所から職員派遣のご協力をいただき、年金制度の説明会を開催しております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を

行った結果、11名を雇用し、2月2日から21日まで保安林等の雑木処理や枝打ち、公共施設の除雪作業などに従事していただきました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、生活弱者対策として実施した福祉灯油について、1月30日まで申請を受付け、224世帯の方に灯油200リッターの灯油購入券等を交付しております。

中札内村子ども・子育て支援事業計画について、平成25年度に発足した子ども・子育て会議において審議いただき、1月19日より2月12日までパブリックコメントを実施しております。

第6期高齢者保険福祉計画・介護保険事業支援計画について、介護保険運営協議会において審議いただき、1月27日から2月16日までパブリックコメントを実施しております。

なお、第6期の介護保険料については、介護給付費の増等が見込まれることから標準階層の第5段階で200円アップの月額3,100円で本定例会に提案しております。

次に、保健グループについてですが、すべての行政区を対象に開催された村おこし懇談会に保健師が同席し、村民の健康状況と健診の必要性について周知しております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、国及び道の行動計画を基本として、中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、1月19日より2月12日までパブリックコメントを実施し、今議会に報告させていただきます。

季節性のインフルエンザの予防接種について、2月20日現在、児童等においては、対象者552人の内327人が、高齢者においては、対象者1,094人の内621人が予防接種を受けております。

男性が基本的な料理の技術と栄養について学ぶ機会として、12月20日に男の料理教室を開催し、19名の参加がありました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成26年度の農業粗生産高が発表され、農産・畜産合わせて122億5,100万円に達し、過去最高の生産高となりました。

農産では、小麦の収量は昨年を下回りましたが、全体的には平年より早い生育となり、収穫時期の天候にも恵まれ、前年比10.2パーセント増の52億8,000万円となりました。

畜産では、生乳・鶏卵・養豚などの価格の上昇により、前年比12パーセント増の69億7,000万円となりました。

春先の低温や降水不足など変動する気象の中で、このような結果を出された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、営農セミナーを2月9日、帯広畜産大学教授、志賀永一氏を講師に迎え、「TPPを念頭に置いた畑作・酪農地域の対応」をテーマに、農業者をはじめ、一般村民・関係機関・消費者団体の皆さまに参加をいただき開催しております。

食育・地産地消関係では、小学生親子を対象とした料理教室、手づくりごはん楽校（がっこう）を2回開催し、健康な食生活と地産地消について理解を深めていただきました。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土、除礫、堆肥補助、ストーンクラッシャー事業で、合わせて約484万円の見込みとなっております。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れておりますが、本年度は611頭でスタートし、現在は約620頭程度で推移しています。

商工関係では、商工会が実施したプレミアム商品券事業は、12月21日に販売し、協賛のクーポン券事業を12月31日まで、スタンプラリー事業を1月9日まで実施されております。

中小企業対策で、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で25事業者、保証料補給で13事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、19事業者に対してそれぞれ助成を行っております。

まちなかにぎわいづくり委員会については、住民と一緒に賑わいづくりを考えるため、6月に委員会を立ち上げ、これまで6回の委員会とアンケート調査などを実施しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

橋梁長寿化計画では、中島新橋補修調査設計と戸蔦大橋保護対策の予備調査基本設計が終了し、今後、事業の実施に向け、関係機関との調整を行ってまいります。

村営住宅入居関係では、12月に完成したまちなか柏団地4戸を含む8戸の公募による入居と、1戸の随時募集住宅の入居を決定しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で8件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規で19件を認定しております。

下水道事業関係では、浄化センター施設や機器類の改修・更新計画を定める下水道施設長寿命化計画の策定を終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに教育委員活動であります。1月21日に中札内村PTA連合会役員と教育委員会との懇談会を開催し、教育委員会の岸梅指導主幹が「家庭における携帯・スマホ・ゲーム機などの使用時間と学力の関係について」をテーマに話題提供し、インターネットやメールの利用時間と成績の相関関係を認識し、家庭での携帯電話やスマートフォンの利用のルールづくりなどについて意見を交わしました。

学校教育関係では、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒にかかわるすべての人々が共通の認識をもっていじめの防止等の取組みを推進していくため、12月に中札内村いじめ防止基本方針を定め公表しております。

この基本方針に基づき、行政、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ防止対策を進めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査結果の概要について、ホームページで公表するとともに、広報なかさつない2月号に折り込み、全戸配布しております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月10日から12日まで札幌市真駒内アイスアリーナで開催された第45回北海道中学校スケート大会には8人の生徒が出場し、男子2,000メートルリレーと学校対抗で優勝する快挙を成し遂げ、6人が全国中学校スケート大会への出場権を獲得しました。1月31日から2月3日に長野県エムウエーブで開催された第35回全国中学校スケート大会では、3人が決勝進出を果たし、男

子5, 000メートルでは戸水謙一郎さんが優勝し、輝かしい成績を収めております。

また、2月13日、14日に北広島市で開催された第51回北海道管楽器個人コンクールに、初めて十勝の代表としてフルートソロで参加した女子1人が銀賞を受賞しております。

中札内中学校大規模改修工事は、12月末までに1階の職員室や2階の普通教室のゾーンが完了し、3学期から一部供用を開始しております。

国の平成26年度補正予算に対応するため、27年度の計上を予定していた予算の一部を前倒しして本定例会補正予算案に計上しております。

繰越明許により新年度で工事を実施するもので、これにより途切れなく工事を実施することができることになり、当初の本年10月よりも早く完了できる見通しとなっています。

社会教育活動では、1月11日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、31人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにす機会となりました。

2月26日には、共育の日事業としてPTA連合会との共催により文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター統括指導員、長田徹氏を講師にお迎えし、「絆～被災地の人々を支えた学校・家庭・地域の絆」をテーマに教育講演会を開催しました。

2月15日には、子ども会冬季野外レクリエーションが文化創造センター前庭において開催され98人の子どもたちがゲームやスノーモービル試乗体験などを楽しみました。

今年度のスポーツ賞及びジュニア文化賞等の受賞は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に14個人8団体が、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に10個人1団体が受賞され、3月3日に表彰式を執り行っております。

交流事業関係では、川越市中学生交流事業で1月8日から11日まで1年生7人が川越市を訪問し、芳野中学校では中札内村と中学校の紹介や生徒との交流、川越の街や施設見学、市長表敬訪問、ホームステイでの交流を行ってきました。

ワシントン州エルマ市への派遣事業は、3月14日から28日までの日程で、生徒7人と指導者2人が、これまで11回の事前研修を終え渡米します。

貴重な経験を主体的に積み、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しております。

次に、体育関係事業であります。村民スポーツ大会では1月18日にミニバレー大会を、1月27日、28日にフロアカーリング大会を、3月1日にバドミントン大会を開催しております。

各種教室では、2月12日から2月14日に実施しました小学生スキー教室には、30人の小学校児童の参加を得て実施しております。

冬季のスポーツの場の提供のための、1月上旬から文化創造センター南側広場に歩くスキーコースを造成し、村民の方々に利用をいただいております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 平成27年度行政執行方針

○議長（高橋和雄君） 日程第7、平成27年度行政執行方針、教育行政執行方針、農業委員会執行方針について、村長、教育委員会委員長、農業委員会会長から発言を求められておりますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 平成27年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私が3期目の村政執行の重責を担わせていただきましてから間もなく2年を迎えようとしております。

私の政策基本理念である、住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい村づくりのため、第6期まちづくり計画の実行に着実に取組み、まちづくりのワンランクアップを目指してまいりました。

人口は、農業を中心とする堅調な地域経済に支えられ、4,100人前後を維持しており、民間企業の発信力向上などが相まって、定住人口の増加など、まちづくりの方向性に着実な歩みを感じられております。

さて、国は先の衆議院議員総選挙により、自由民主党・公明党による第3次安倍内閣が発足し、東日本大震災からの早期復興と防災対策に加え、アベノミクスの経済対策の効果を地方の隅々にまで広げるため、地方創生を推進していくとしております。

国が地方創生や地域経済の活性化に向けて本格的に取り組む姿勢を示した、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び経済対策には大いに期待しつつ、人口減少の克服や少子化対策など喫緊の課題を抱える本村においても、国の取組みをチャンスと捉え、自らの地域の将来は自ら決めるという決意を新たに、創意工夫を凝らし、全力でこの課題解決に取り組んでまいり所存であります。

最初に平成27年度予算の概要について申し上げます。

平成27年度の地方財政対策は、一般財源総額については、地方創生のための財源を上乗せして平成26年度の水準を上回る額を確保し、地方交付税は地方税が大きく伸びることから減少となり、26年度比0.8パーセント減となっておりますが、財務省が廃止を主張していた別枠加算については、縮小とはなったものの一定額は確保をされております。

また、臨時財政対策債については、前年比19.1パーセントの大幅な減となっております。

平成27年度予算では、地方交付税は17億円、臨時財政対策債は1億3,800万円、総額約18億3,800万円、前年比4パーセント増としております。

27年度は、第6期まちづくり計画2年目を迎え、まちづくりのテーマである「みんなでつくる！笑顔あふれるまち」の実現のため、子育て支援施策や定住促進施策をはじめ、村民の安心・安全な生活の質的向上を目指した予算を編成いたしました。

国のまち・ひと・しごと創生法に基づく、地方版総合戦略の策定にあたっては、人口減少対策及び地域が持続的に発展する方策を具体化するとともに、施設の効率的な管理運営を目的とした公共施設総合管理計画を策定し、総合的な施策の推進と財源の確保に最善を尽くしてまいります。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、みんなで歩む協働のまちであります。

まちづくりの主役は村民であるという認識の下、みんなで歩む協働のまちを目指し、村民目線に立った施策と村民主体のまちづくりを展開します。

まちづくり塾については、まちづくりに関心を持ってもらい、次代を担う人材を育成す

るため、2年目の活動を行ってまいります。

広域連携では、平成28年4月の消防業務開始を目指す、とちぎ広域消防事務組合の推進、定住自立圏による職員研修への積極的な参加などに取組んでまいります。

広報なかさつないは、親しまれる紙面づくりに努めて参るとともに、ホームページやメール配信システム、情報無線を積極的に活用しながら迅速で的確な行政情報を提供できるよう取組んでまいります。

また、地域担当制、情報宅配便、行政区長会議、村おこし懇談会、各種団体との懇談会などを積極的に活用し、情報の共有と住民参加に努めてまいります。

職員の資質向上では、政策形成能力を高め、時代の変化に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針に基づいて取組みを進めてまいります。

男女共同参画では、図書館内での常設コーナーの設置、講演会、川柳の公募などを通じて啓発に努めるとともに、審議会等における女性の割合を増やすなど、さらに取組みを進めてまいります。

非核平和宣言制定20年事業として、村内児童生徒の協力をいただき平和絵画展及び広島市平和記念式典へ派遣などを行い、若い世代をはじめ多くの村民に宣言主旨の理解を深める取組みを進めてまいります。

第2は、健康で人にやさしいまちであります。

少子高齢社会・核家族化の進行により、私たちが生活する地域社会も、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前前に共有していた地域住民の相互のつながりが薄れてきています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービスの充実が求められるのと同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要となってきています。

また、女性の就労の増大やライフスタイルの変化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長が危惧されています。

このため、最重点施策の保育料の軽減・無料化など、安心の子育て環境づくりに、継続して取組んでまいります。

健康づくりは、日常生活における自らの認識と、自主的な実践が基本ですが、健康を維持するためには保健・福祉・医療が一体となった総合的な取組みが求められており、いきいき元気なかさつない、中札内村健康増進計画に基づき、健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指します。

予防接種では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン等の子どもを対象とした定期接種ほか、無料接種を継続して実施してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向いて説明するとともに、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施して参ります。また、特定保健指導の実施に合わせ、若い世代から後期高齢者までの生活習慣病の改善を目指した健診や各種健康教室などを実施してまいります。

国民健康保険関係ですが、平成30年度に予定されている運営主体の都道府県への移行を見据えながら、第2次国民健康保険事業健全化運営の指針に基づき、事業の円滑な運営に取組んでまいります。

各種ガン検診では、積極的に受診を促し、検診により早期発見・早期治療につなげ、重症化予防に努めます。

特に、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス検査については年齢を特定し、無

料クーポンと検診手帳を送付し、受診促進を図ってまいります。

高齢者福祉施策であります。本村の人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成27年1月末現在26.6パーセントを占め、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して自分らしい生活を営むため、高齢者の状態の変化に応じて、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護予防に重点を置き、介護を必要としない健康な高齢者として過ごせるよう、継続的に予防事業を推進するとともに、第6期計画の中で計画期間中に実施すべきとされている、介護予防・日常生活総合事業、認知症施策の推進事業などについて円滑に実施できるよう調査・検討を行います。

障害者福祉では、障害者総合支援法が施行され、多くの課題を施行後3年を目途に検討するとしていることから、国等の動向を把握しながら、第4期中札内村障がい福祉計画に基づき、自立支援給付や、相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

母子保健対策では、母子の健康を確保するとともに経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の費用、医療保険が適用されない高額な不妊治療についても、助成を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、子ども・子育て支援新制度がスタートしますので、村においても新たに策定した、中札内村子ども子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を推進してまいります。

保育園関係では、中札内きらきら保育園及び上札内保育園の運営に当っては、保育課程に基づいて、保護者の保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供に心がけるとともに、保護者が積極的に運営に関われるよう配慮いたします。

放課後児童クラブ関係では、中札内放課後児童クラブは、受け入れ学年を6年生まで拡大するとともに、開所時間の延長を行ってまいります。

食育の推進では、中札内村食育推進計画に基づき、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身に付け、それぞれの生活ステージに応じて、食に関する知識と、食を選択する力を習得する食育を推進します。

労働対策では、引き続き冬期間の雇用対策事業を実施するとともに、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携のもと、相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

また、勤労者福祉貸付資金は、金融機関への預託額と融資倍率の変更により、勤労者への貸付利率の引き下げを行ってまいります。

第3は、人と文化を育むまちであります。

地域社会の活力や発展の基礎として、あらゆる世代の人材育成に努めながら、人と人がふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指してまいります。

未来を担う子どもたちの生きる力を育み、知・徳・体の調和のとれた教育を進め、豊かな心と健やかな体の育成、支援教育の充実を図ります。また、子どもから高齢者まで、すべての村民が生涯を通じて豊かに学ぶことのできる生涯学習や生涯スポーツの環境づくりを進めます。

このため、学校施設の整備や教育環境の充実、学校給食の充実と食育の推進、図書館事業・読書活動の推進、交流事業の推進、芸術文化活動の推進、生涯学習の推進、スポーツ

の機会の提供などに取組んでまいります。

本年4月に施行される改正地方教育行政法に基づき、総合教育会議を設置し、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して教育行政を推進します。

総合教育会議では、教育施策の基本的な方針となる、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定します。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、活力あふれる産業を育むまちであります。

基幹産業である農業を軸に、地場の安全安心な食と、農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢ですが、交渉の大詰めを迎えているTPPについては、重要品目の聖域確保など国会決議を遵守し、国益を守り抜くことを関係機関、団体と連携しながら強く求めるとともに、正確な情報を開示するよう、国等に対し、要請してまいります。

本村農業は、地域の基幹産業として最も重要な役割を担っており、中札内村農業発展方策に基づいて、農業関係機関が連携し、各種施策を推進してまいります。

新・元気な畑づくり事業では、客土、除礫、ポロシリ元気堆肥助成、石礫対策としてストーンクラッシャー助成を実施してまいります。

担い手の育成確保では、後継者対策や実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援などを行うとともに、後継者の配偶者対策については、南十勝町村との共同事業並びに、担い手育成センター主体の婚活支援活動など関係機関と協力し推進してまいります。

食育・地産地消では、食育推進計画・地産地消推進計画に基づき安全・安心な地域食材の活用を努め、食を生み出す農について学び・体験することを実施し、地産地消では、中札内村食の推進パートナー登録制度を推進し、粋匠品の取扱店と食の応援団のお店を対象にしたスタンプラリーを実施し、中札内産食材を使った商品の普及に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、環境保全型農業直接支援対策事業による自然環境の保全に資する農業生産活動の取組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良事業では、国営かんがい排水事業は全事業が完了しますので、4市町村で構成する協議会を中心に、引き続き安定的な農業用水の供給のため適正な管理に努めてまいります。

また、道営担い手畑総事業札内川左岸地区では、畑地かんがい排水管路2, 399メートルを施工し、全事業の完了予定となっております。

畜産関係では、畜産環境整備リース事業に助成するとともに、牛サルモネラ予防接種事業や、家畜自衛防疫組合による防疫事業に対し支援いたします。

大規模草地育成牧場では、良質な飼料の確保に努めるとともに、老朽化による車両、作業機の更新を図り、指定管理者である農協と連携して、安全かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

林業関係では、森林経営計画に基づき、森林環境保全整備事業により間伐、地拵、植栽、下刈を実施してまいります。

有害鳥獣駆除対策では、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネなどの駆除に引き続き取組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカ対策は、今年度

も駆除期間を延長して積極的に頭数調整に取り組めます。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化など商工会と連携して取り組んでまいります。

2年にわたる、まちなかにぎわいづくり委員会では、調査研究の結果をまとめ賑わいに必要な方針づくりを進めてまいります。

観光振興関係では、魅力ある地域資源を活かし民間と連携した観光の振興を図るため、村ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどを活用し工夫を凝らすことで、関心度の高い情報の発信に努めてまいります。

道の駅なかさつないは、新たな魅力づくりの在り方について、これまでの成果と課題を検証し、ソフト・ハードの両面から方向性を示し、関係機関との十分な協議により新たな取組方針をまとめてまいります。

また、テナント会、観光協会が中心となって、リニューアル10周年記念事業としての企画事業に取り組んでまいります。

札内川園地は、豊かな自然を体感していただくため、新たな企画事業を実施するなど、積極的な情報発信による来園者の増加を目指すとともに、レストランびよろのメニュー改良に取り組んでまいります。

花づくりの推進では、これまでの取組を維持しながら、花フェスタ2015を実施するとともに、花づくりの会で実施しております苗の供給は、その負担軽減を図るため、公共施設等花壇に宿根草を導入してまいります。

第5は、自然豊かで快適に暮らせるまちであります。

誰もが安全で安心して質の高い生活ができるよう、豊かな自然と生活環境が調和した自然と共生する快適なまちづくりを目指します。

暮らしの足対策では、市街地巡回バスの試験運行の結果を踏まえ、地域公共交通会議を開催し、村内全域の公共交通の在り方をまとめてまいります。

定住対策として、ヴィレッジときわ野の東側隣接地に第4次分譲地の造成を進めてまいります。

景観形成では、優れた自然環境や美しい農村景観など、恵まれた資源を守り育てていくため、豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例に基づき、環境づくりや意識啓発に努めるなど、景観まちづくり委員会の意見をいただき、景観意識の向上と美しい景観づくりに取り組んでまいります。

防災体制の強化では、村地域防災計画書の概要版を全戸に配布し、地域防災組織等の設立を促すとともに、防災訓練を実施してまいります。

消費生活対策では、多様化している消費者被害に対応するため、引き続き消費者協会に委託して消費生活相談窓口を開設してまいります。

道路整備関係では、道路改良舗装工事やオーバーレイ工事に加え、舗装クラックの補修・修繕に着手します。

また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、中島新橋の補修工事を4カ年に亘る事業計画で着手します。

河川管理関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、引き続き最重要施策の一つとして居住環境の創出や中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

村営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、泉団地3棟9戸及び上札内東団地3棟6戸の居住性向上改善工事を行います。

下水道事業では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道施設長寿命化計画の実施に向けた調査設計を行います。

水道・下水道料金の見直しは、消費税増税の実施も視野に入れ検討を進めてまいりましたが、消費税の改定が見送られたこともあり、一昨年の消費税増税分を転嫁しない状況を継続し、改訂の時期と内容について検討を継続してまいります。

ごみ処理関係では、ごみと資源の分別パンフレットを活用し、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努めるとともに、家庭で眠っている古着等の回収事業を実施します。

悪臭対策については、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関する啓発に取り組みます。

以上、平成27年度の村政に臨む所信の一端を申し上げます。地方自治体の行財政環境は今後も厳しさを増すと考えておりますが、国・道の動向や地方自治制度の改革情報を把握し、迅速に対応していくことを念頭に、安定的な行財政運営を目指してまいります。

中札内村には人を引き付ける素晴らしい魅力と資源があります。私に与えられた使命は、開拓からこれまで築きあげられた素晴らしい礎を発展、継承していくことだと思っています。

村民の皆様が誇りをもって安心して心豊かにいつまでも住み続けたいまちをつくるため、知恵を出し、汗をかき、力を合わせて全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、引き続き会議を開きたいと思っております。

行政執行方針を続けさせていただきます。

続いて、上松教育長、お願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 平成27年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、今日、社会を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展、経済のグローバル化や情報技術革命、地球環境問題など大きく変化しており、これらに対応するため、人づくりである教育の重要性はますます高まっています。

教育基本法では、教育の目的は人格の完成であり、健康な国民の育成を期して行うこと、また、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力を努めるとされています。

このことから、子どもたちが社会の中で義務と責任を果たせる人となるよう、学校・家庭・地域など社会全体で、生きる力の育成を基本とし、知・徳・体のバランスのとれた新

しい時代を切り開く心豊かでたくましい子どもの育成と、そのための教育環境づくりを推進します。

生涯学習の観点では、村民1人ひとりが豊かな生活を送るため、文化とふれあい、生涯にわたり学ぶことができ、その成果を生かす環境づくりを進めます。

平成27年度は、教育委員会制度改革の初年度であります。

教育委員会としても、教育行政の責任の明確化、総合教育会議の構成員として、村が策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について積極的に関わり、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである、人と文化を育むまちを実現するため、本村の教育に関わる諸計画に基づき、引き続き努力してまいります。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

子どもが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力である確かな学力を身に付けること、そして、心豊かで心身ともに健康でたくましく生きていくために必要な資質や能力、いわゆる生きる力を育むための教育活動の充実が大切であり、中札内村学校教育推進基本指針の基本目標である豊かな人間性を育むことを重点に取り組んでまいります。

一つ目の重点目標は、新しい時代を切り拓く力の育成です。

生きる力の知的側面である確かな学力の向上を図るため、子どもの学習状況に応じ、わかった、できた、という結果を明確にした集中力のある授業の充実や、家庭における学習習慣や生活習慣の定着が大切です。

そのため、全国学力・学習状況調査結果を受け、課題抽出による学校ごとの改善プランの作成、学力向上サポート委員会による結果の分析、学校、家庭、地域で取り組むことなどを公表します。

また、加配教諭の効果的活用による少人数学級・習熟度別学習の実施、長期休業中の学習支援、家庭学習の習慣化などに取り組みます。

社会の変化に対応する力を育成する教育では、子どもが自己の良さや可能性に気づき、夢や目標に向かって生きていこうとするたくましい力を身に付け、自己肯定感を高める取り組みを推進します。

主なものとして、外国人英語講師の各学校への派遣による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

アメリカ、エルマ市との国際交流派遣事業研修は、本年6月の受入れをもって終了し、新たな派遣研修事業を実施します。

防災・危機管理では、災害発生時に子どもたちが的確に行動できるよう、地域の自然条件などを踏まえた防災教育の充実、啓発のための防災給食の提供を行うとともに、危機管理体制を確立します。

特別支援教育の推進では、個別の指導計画によるきめ細かな指導と個別の教育支援計画の活用による一貫した支援を行うとともに、幼児期からの就学に向けた支援や保・小・中連携のため、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センターの協力をいただきながら、教育支援委員会や特別支援連携協議会で情報共有と協議を行い、子どもに応じたきめ細かな特別支援教育を推進します。

二つ目の重点目標は、豊かな心と健やかな身体の育成です。

地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育では、学校支援ボランティアなど、

地域の人々の力添えと施設等の活用により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組めます。

いじめについては、人として絶対に許されないという強い認識に立ち、教職員1人ひとりが子どもとの普段からのコミュニケーションを大切にし、小さなサインを敏感に受け止め、中札内村いじめ防止基本方針に基づき、各校が学校いじめ防止基本方針を定め、未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。

また、スクールカウンセラーの配置による予防的な教育相談や学校が一体となった取組みを支援し、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、教育委員会も積極的に関わり、緊張感をもってその責務を果たしてまいります。

学校では、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育むため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体で組織的な道徳教育の充実に取り組めます。

健やかな身体の成長を促す教育では、発達段階に応じた健康や体力の向上を目指した運動と、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立を図っていく必要があります。

このため、健康・体力の向上を目指し、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る部活動やスポーツ少年団活動の支援に努めます。

また、心身の発達に関する教育の充実のため、中札内小学校栄養教諭と連携して、小中3校での給食指導や食育授業の充実に努めます。

三つ目の重点目標は、信頼される学校づくりです。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となって成り立つものであり、日ごろから積極的な様々な手段で情報提供に努めるとともに、子どもたちの手本となるべき教職員であるため、服務規律遵守徹底や体罰根絶の指導などに取り組めます。

開かれた学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、外部への学校の説明責任を果たすとともに、学校評議員制度の効果的活用や保護者、地域住民が学校経営に参加する体制を充実させるなど、地域との協働による学校づくりを進めます。

特色ある学校づくりでは、地域の特性を生かし、地域の自然や伝統文化、芸術活動を活かした教育活動のため、学校ごとの創意ある教育課程の編成に努めます。

学校力の向上を図る学校づくりでは、管理職のリーダーシップによる、組織的・機動的な学校づくりの推進や教職員の資質・能力向上を目的とした教職員評価制度の活用、新しい時代に対応する視野の拡大、専門性や実践的指導力向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修の充実や各種研修事業への参加を促します。

四つ目の重点目標は、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりです。

地域で子どもたちを育てる環境づくり、学社融合による教育活動の推進では、地域、家庭、学校が一体となったネットワークづくりや学校支援ボランティアの活用、大人と子どもの交流事業などの拡充、より豊かな学習活動や体験活動の充実に努めるための土曜授業の実施、小中一貫教育の推進を視野に入れたコミュニィスクール事業の研究を進めます。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの密なる連携により、長期休業中の体験活動や社会教育プログラムをより充実させ、生きる力を育む活動と環境づくりを進めます。

以上、中札内村学校教育推進基本方針に基づき、重点事項として取り組めます。

次に、学校施設等整備では、中札内中学校大規模改修工事を継続して実施し、2学期の早い時期の完成を目指し、円滑に事業を取進めます。

学校給食は、地場産の素材を使った、ふるさと味覚給食や季節ごとの行事食の提供を行

うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者との交流事業や、調理員の学校訪問による食育活動に取組みます。

第二は、社会教育、文化、芸術の振興です。

村民の皆様が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を適切に生かすことのできる環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域全体の再生や連帯感が求められている今日、社会教育が生涯学習推進の中核的な役割を果たすと考え、第7期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供、相談体制などの充実とともに、学習の成果を生かせる場や機会の提供に努めます。

少年教育では、各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、通学合宿やジュニアアウトドアスクールなどの体験事業と地域間交流事業を実施します。

成人教育では、地域課題に対応した学習機会の提供と、自主的学習活動への支援を行うとともに、社会教育団体の自主活動など、活発な生涯学習活動の促進に努めます。

高齢者教育では、ポロシリ大学による学習機会の提供や、子どもとの交流の中で、これまで学んできた豊かな経験や知識を還元する機会の確保に努めます。

家庭教育では、サークル等の自主的活動を促進するなど、家庭の教育力の向上を支援します。

また、共育の日関連事業の実践により、地域の教育力を結集し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

芸術文化では、郷土芸能や文化団体の活動の活性化と後継者育成支援に努めるとともに、芸術・文化に親しむ機会を提供していきます。

また、文化祭の住民主体による実施や、学校舞台芸術鑑賞の広域連携、文化振興奨励事業の活用による公演等への支援など、芸術文化の村民総力による鑑賞機会の提供に努めます。

第10回全国絵画公募展、北の大地ビエンナーレは審査・展覧会年となり、小さな村の大きな文化事業として、アートの村・中札内村を全国に発信し、村のイメージアップや文化のまちづくりに寄与できるよう、関連事業を含め、すばらしい展覧会を目指して実行委員会の事業を進めます。

文化財保護では、郷土に対する理解を深めるため、次代に伝えるべき重要な文化財の保護、伝承に努めるとともに、名勝ピリカノカ、十勝幌尻岳の活用について検討します。

図書館事業では、図書館は生涯学習を進める拠点施設として重要な役割を担っていることを認識し、情報の収集や自己の学習の場として、気軽に利用できる生涯学習の場や情報発信の源となるよう、蔵書の充実を行うとともに、図書館ボランティアの協力をいただきながら図書館事業を推進します。

また、中札内村子どもの読書活動推進計画の具現化のため、学校図書館や保育園、学童保育での読書活動の支援や連携事業を進めます。

第3は、スポーツの振興です。

年間を通して誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じた交流によるコミュニケーションづくりの環境が創出できるよう、関係団体への支援や連携・協力による活動を推進します。

また、レクリエーションスポーツを通じて、活力ある生活を送るための健康維持・向上を図り、村の医療費軽減に寄与するなど、成果として現われるよう、スポーツの機会の提供とスポーツ施設の適正な管理運営に努め、生涯スポーツの振興を推進します。

中札内交流の杜は、サッカー大会や合宿等の利用が増加しており、また、平成28年度まで日本クラブユースサッカー選手権大会、アンダー15の大会会場としての決定を受けております。

継続的に利用、開催されるよう誘致に努めるとともに、村内外のスポーツ交流と文化活動の促進、村民のスポーツ・文化活動施設として、良好な施設の維持管理と利用増進に努めます。

上札内交流館は、地域のコミュニティ活動の拠点、研修や多様な交流の場として利用拡大のため、積極的に施設のPRを行い、地域のにぎわいに寄与できる施設となるよう努めます。

議会議員の皆さま並びに村民の皆様、一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 次に、道見農業委員会会長、お願いをいたします。

（道見文夫農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（道見文夫君） 平成27年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴薯、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、有機農業の村宣言を行い、農畜産物の安全・安心への対応、クリーン農業への取組みなどを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たして来ております。

政府は、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂などにより、成長戦略に沿った農業改革に取り組んでいますが、TPP協定交渉の動向によっては、農業のみならず地域社会に壊滅的な影響を与えることが懸念され、交渉内容の十分な情報提供・説明がないことから、農業関係者はもとより村民も大きな不安を抱いております。

また、農地中間管理機構や日本型直接支払制度の創設や経営所得安定対策の見直しのほか、農協・農業委員会等に関する改革の推進など、農業者を取り巻く情勢は、急な農政転換に先行き不安な状況にあります。

このような中、本村農業委員会は、担い手への農地の利用集積、農地を守る活動などを推進してまいりましたが、関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たす役割を認識し、これまで以上に農業・農地政策に関して関係機関・団体と連携し、各種取組みを推進してまいります。

以下、平成27年度の主要な業務について申し上げます。

担い手への農地の確保・効率的利用について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正・的確な推進と併せて、認定農業者等の担い手に対する農地の利用集積、遊休農地の解消・遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。

担い手の育成対策の推進について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成確

保とその配偶者対策の積極的な推進を図る必要があり、農業担い手育成センターを中心に関係機関・団体、南十勝町村との連携を強化し対応してまいります。

農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

地域に根ざした農政活動の推進について。

農業・農業者の公的代表機関である農業委員会として、農業者の意見や要望等を行政等関係機関に伝えるため、意見の公表や建議等の取組みを行うなど、地域に根ざした農政活動を推進してまいります。

情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用し、農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供を行ってまいります。

地産地消や食育の推進について。

中札内村食育推進計画・地産地消推進計画を基本に、生産者と消費者の結びつきを強め、地域で生産された食材を地域で消費する地産地消の推進や、生産を通じて健康で安心な食生活を実現するため、村・教育委員会などと連携を図り、地域農業の姿と食生活等を伝える食農教育を推進してまいります。

都市と農村の共生・交流の促進について。

村の持つ魅力ある資源を生かし、農業や農村・自然体験を通じて交流を促進し、都市と農村が共生する社会の形成と、農業や地域の振興につながるよう、消費者・生活者の交流促進を図ってまいります。

農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農業生産法人などの関係諸制度や、農業関連施策など、幅広い見識を持って農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や、関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行方針の説明を終わります。

◎日程第 8 請願第 1 号 農協関係法制度の見直しに関する請願書

◎日程第 9 請願第 2 号 TPP 交渉等国際貿易交渉に係る請願書

◎日程第 10 陳情第 1 号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の採択を求める要請書

◎日程第 11 陳情第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要

請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、請願第1号、農協関係法制度の見直しに関する請願書、日程第9、陳情第2号、TPP交渉等国際貿易交渉に関する請願書、日程第10、陳情第1号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の採択を求める要請書、日程第11、陳情第2号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書の4件を一括して議題にいたします。

ただいま議題になっております請願2件、陳情2件については、会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号及び第2号は、所管の産業常任委員会に、陳情第1号及び第2号は、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この請願の委員会審査はこの会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第12 発議第1号 中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、報告第1号、中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番北嶋議員。

（7番北嶋信昭議員登壇）

○7番（北嶋信昭君） それでは、提案理由を申し上げます。

中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

常任委員会の所管事項について、事件の審査又は調査について、一部業務量に偏りがあることから、常任委員会の所管事項を業務単位から課単位に見直すとともに、所管内容を変更し、併せて常任委員会の名称を改めるものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せて、地方自治法第121条、長及び委員長の出席義務が改正されることから、第19条を改正するものです。

赤ナンバー8番、委員会条例の一部改正ですが、第2条第1号、総務常任委員会を総務厚生常任委員会に、第2号、産業常任委員会を産業文教常任委員会に改め、それぞれの所管事項を課単位に改め、第19条、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものです。

なお、施行日期間は平成27年4月1日から施行し、附則第2条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、改正前の規定はその効力を有するとしております。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
発議第1号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第1号、中札内村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第1号 中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画作成報告について

○議長(高橋和雄君) 日程第13、報告第1号、中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画作成報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画を作成いたしましたのでご報告いたします。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を岡田福祉課長、お願いいたします。

○福祉課長(岡田好之君) それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー9番の1と2をご用意いただきたいと思います。

はじめに、策定の経過について説明させていただきます。

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しており、最近では平成21年の流行が記憶に新しいと思います。

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大流行となり、健康被害と社会的影響をもたらします。

このため、国において、平成24年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定し、その特措法第6条に基づき、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定されました。

北海道においては、政府行動計画に基づき、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されております。

本村においても、政府行動計画、北海道行動計画を基本とし、村行動計画を策定し、1月19日から2月12日までパブリックコメントを行い成案とし、特措法第8条第6項に基づき、議会に報告するものであります。

それでは、計画の中身について、概要版で説明させていただきます。

9の1をご覧いただきたいと思います。

まずはじめに、経過の説明でございますので、省略させていただきます。

2として、対象とする感染症は、新型インフルエンザと新感染症としております。

3として、対策の目的として感染症の拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること、村民の生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的としております。

4として、発生時の被害想定をこの表で示しております。

右端に本村の状況を示しておりますが、これは昨年11月末の人口で想定してございません。

まず、流行期間8週間といたしまして、その間に25パーセント、1,013人の方が村民がインフルエンザに罹患する想定で、そのうちピーク時の2週間のうちに罹患するのが775人と想定しております。

入院患者や死亡者数などを想定してございますが、ここで中等度と重度と分かれてございますが、中等度といいますのは、1956年に発生したアジア風邪と同程度の場合を想定しております。

重度といいますのは、第1次世界体制中に発生したスペイン風邪と同規模の流行が発生した場合を想定してございます。

次のページをご覧ください。

5として、対策推進のための役割分担を表にまとめております。

対策として、国の行動計画やガイドラインに基づいて、それぞれの役割分担を担いますが、村としても村内に係る対策の実施や村民への予防接種の実施などを担っております。

6として、行動計画の主要項目として、実施体制など七つの項目に分けて定めてございます。

次のページをご覧ください。

ここでは、新型インフルエンザの発生段階それぞれに応じてとるべき対応が示されております。

今回のこの行動計画を作成いたしました。この計画ですべて万全ということにならないのが現実と思っております。

しかし、この基本的な計画があることにより、冷静に対象することができ、今何をすることが重要なかが判断でき、結果的に被害が最小限に抑えられるものではないかと期待してございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画については、報告済みといたします。

◎日程第14 議案第7号 中札内村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第7号、中札内村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年公布された行政手続法の一部を改正する法律により、本村の行政手続制

度においても、行政手続法に新たに設けられた規定を受け、より一層適正な行政手続制度の構築を図るため、行政手続条例の改正を行おうとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、補足説明を申し上げます。

本村では、行政手続法の趣旨に則り、中札内村行政手続条例を平成10年に制定しております。

その目的及び内容は、村の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、村民の権利・利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出等の手続きに関して、共通する事項を定めたものです。

今回は、処分に関し、国民が行政長に申し立てる制度、いわゆる不服申し立てについて、一つは公平性の向上、一つは使いやすさの向上、一つは救済手段の充実拡大の観点から、行政手続法の改正が行われ、これを踏まえまして、同様の趣旨の条例改正を行うものであります。

黒ナンバー16、議案関係資料1ページをお開きください。

中札内村行政手続条例の一部を改正する条例の新旧対照表で説明させていただきます。

5ページから6ページになります。

第33条、行政指導の方式についての追加規定になります。

行政手続法の改正により、行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限の行使を示すときには、その相手方に対して根拠を示さなければならないという規定が追加されました。

村の機関等が行う行政指導に対しては、その根拠となる法令の区分にかかわらず、全面的に行政手続条例の規定が適用されることとなることから、村の機関等が行う行政指導についても行政手続法に規定する行政指導の方式と同様にし、より一層行政指導の適正化を図るため追加しようとするものです。

第34条の2として、追加する行政指導の中止等の求めについてですが、これも行政手続法において、行政指導を受けた者が指導に当たらないと思われるときは、その旨を申し出て、行政指導の注意など必要な措置を取ることを求めることができることにより、行政手続条例においても同様の規定を設けようとするものです。

第2項は、申出書の記載事項についてです。

7ページ、第3項は、申出を受けた村の機関の対応についての追加の規定でございます。

次に、第4章の2、処分等の求めについてですが、行政手続法において、法令に違反する事実がある場合において、処分又は行政指導がされていないと思われるときは、その旨を申し出て、処分等を求めることになりました。

このことから、村の行政手続き条例においても、同様の規定を設けようとするものです。

第2項につきましては、申出書の記載事項について。

第3項につきましては、申出を受けた村の機関の対応についての追加規定でございます。

このほか、今回の行政手続法の改正において、名宛人やかかわるといった語句の表記を改めていることから、条例におきましても、適切な用語整備を行っております。

8ページ、附則ですが、施行期日は、行政手続法の施行期日と同様の平成27年4月1日にしようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。
議案第7号に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
議案第7号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第7号、中札内村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案の通り可決されました。
12時になりますので、暫時休憩をして、1時から再開をしたいと思います。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第15 議案第8号 中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第16 議案第9号 中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第15、議案第8号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第16、議案第9号、中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供された提案の趣旨についてご説明申

し上げます。

本案件は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第3次地域主権一括法の公布に伴い介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定める基準により定められていた介護予防事業に係る指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準等について、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等について、市町村が条例で定めるとされたことを受け、条例を制定しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー8番、議案で説明させていただきます。

それでは、制定の経過について説明させていただきます。

今回の2条例につきましては、いわゆる第3次地方分権一括法の公布により、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められる基準により定められていた介護予防事業に係る指定、介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準及び地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等について、市町村の条例で定めることとされました。

条例作成に当たりましては、国において従うべき基準、参酌すべき基準が示されており、それに従い条例を策定しておりますが、一部、村独自の基準を設けている部分について、説明させていただきたいと思っております。

8ページをご覧くださいと思います。

中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の第2条第1項第2号と3号について、暴力団にかかわる事業者の参入を防ぐ目的で規定を設定してございます。

それから、16ページをご覧ください。

16ページ、第30条第2項において、国では記録の保存期間を2年としてありました。

それを事業者が不適切な介護給付の支給を受けた場合、村への返還の請求権は地方自治法の規定により、期限が5年間と定められておりますので、これに対応できるよう、完結の日から5年間保存しなければならないと規定いたしました。

これ以外の内容のほとんどが、国の基準と異なる内容を定める特段の事情、地域性が認められないことから、国の基準に基づき策定してございます。

23ページをお開きください。

中札内地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準についても、すべて国が示す従うべき基準、参酌すべき基準に従い作成していることから、内容の説明は省略させていただきますと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは1点お聞きをしたいわけですが、本村で直接該当してく

る施設ということで、地域包括支援センターがあるのかなというふうに思うのですが、そのほかの直接関係してくる施設はそのほかにどういうものがあるのか。

あるいはまた、基準を定める条例ということで、ただいま省令から条例へという説明もありましたけども、基準ということなので、一定の範囲があるというふうに思いますが、村内のそういった関係の施設。あるいはまた、関係機関、その連携が必要でないのかなということで、終わった形で提案しているというふうに思いますが、その辺の関係について、どういうふうに整理をして提案されているのか。

その辺1点お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今定めた基準に該当する施設は、村内にどういうものがあるのかということと、その施設とどういう連携を取っているのかということだと思います。

まず、この二つの条例の中でお話してありますが、書いてあるのですが、地域包括支援センターというものは、市町村が設置するというので、これは村の施設になってございます。

そして、地域包括支援センターのやるいろんな相談業務だとか、権利を守る業務だとかいろいろな業務があるのですけれども、その中に一つ、介護マネージメントを行うものというものがございます。

介護マネージメントと言いますのは、要支援1、2の方たちに対してケアプランをつくるということでございます。

その事業を行うものが、前段のところ、条例に出てございます介護予防支援というこの事業所になってございます。

ですので、私どもの村では、地域包括支援センターの中の介護予防事業所があるという形になっていきますので、一括すべて直営という形になってございます。

ですので、村の場合のところについては、すべて直接そういうところの対応を行っているということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） その辺わかるのですが、先ほど質問いたしましたけども、そういった施設というか、関係機関、どこになるのかちょっとわからないのですけども、そういった関係するところと一定の連携する必要があると思うのです。

その観点に立って、この条例については理解を得た中での提案になっているかどうかという、その辺について、確認の質問をしたところですが。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） おそらく今、その介護予防支援事業所だとか地域包括支援センターがケアプランをつくる際に、ケアプランは、例えば、どここのところでのデイサービスを利用するのだというそういう計画をつくる場合、そういうところと連携をしているのかということだと思います。

それで、その基準や何かにつきましては、介護予防支援のこの中で、いろいろな細かい基準がつくって、ケアマネージャーとしてはこういう形のもの基準を守ってやるのだよというのが、今回この条例の中の基準とされてございますので、一応そういう形で、例えば、ポロシリ福祉会さんの事業所だとか、それから、帯広等で利用しているところのものについては、この基準に基づいて、今まで通り行っているというような状況でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） この条例はたまたま介護支援1、2がそれぞれ各市町村で行わなければならないということがあるために、国がこういうような基準を設けてやりなさいという内容かと私は理解しておりますけれども。この条例に基づいて、今後進めていくのですけれども、たまたま私が資料として見ていたこの高齢者保健福祉計画の中にもそのような要支援に対する人たちの内容が載っておりますけれども、この事業が、この資料によると、執行猶予期間があるので、国に定める事業をやりなさいという中に、調査とか研究をして、そして実際にこの事業をやるためには、この資料によると29年からこれを実施するということになっていきますけれども、その間の期間としては、今まで通りに要支援の1、2は今まで通りのような事業としてなるのかということをお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今のご質問につきましては、この介護予防云々というよりは、今回、介護保険法の制度自体が大きく変えられようと、今してございます。

それで、29年度というところまでの間に、要支援1、2の方たちでデイサービスだとか訪問介護をやっているものについては、今までは介護保険の中で行われていたものが、民間の力を活用したり、ボランティアの力を活用して、それを事業者さんや何かで、ボランティアの力なんかつけて新たな事業を起こしてやるのだよと、そういうことを目指すのだよというところの計画が出てございました。

ただ、中札内村においては、そういう事業所やボランティア団体を育成するにしても、訪問介護やデイサービスや何かが、その日だけやれるのならいいのですけれども、365日きちっとサービスができるようなところでないと、要支援1の人や2の人たちを対応というのは、任せるのはなかなかできませんので、そういうのを29年までの間に育成していかなければいけないと。

そういうことで、準備期間が必要だということで、今、今回の計画の中には時間を取らせていただきたいということでございます。

これは十勝管内のほとんどの町村がそういうような形で、29年もしくは30年以降遅らせるというような状況になってございます。

なお、その案件につきましては、今回の議案の中の、議案第22号の介護保険条例の一部を改正する条例の中で、条例改正を提案してございますので、そこでもう一度ご審議いただければなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑はないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案の通り可決されました。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案の通り可決されました。

◎日程第17 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎日程第18 議案第11号 中札内村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第17、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第18、議案第11号、中札内村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長を廃止し、教育長は一般職から特別職になることにより、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、中札内村長等の給与等に関する条例、中札内村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を一括して改正するとともに、地方公務員法の適用から外れ、改正地方教育行政法第11条第5項に基づき、条例で職務専念義務の特例を定めることができることになったため制定しようとするものです。

詳細については、教育委員会より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、高桑教育次長、お願いします。

○教育次長(高桑浩君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 16 の議案関係資料をご用意いたします。

9 ページをお開きください。

新旧対照表で説明いたします。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例は、教育委員長が教育長に一本化されますことから、別表第 1 の教育委員会委員長の区分、報酬の額を削除するものでございます。

10 ページをお開きください。

中札内村長等の給与等に関する条例は、教育長の給料、期末手当について、本条例で定めるもので、給料の額、期末手当の支給率は現行の額、率としております。

12 ページをお開きください。

中札内村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、教育長が特別職になることに伴い、第 2 条から第 6 条までの給与、旅費の規定を削除するものでございます。

次に、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例ですが、議案の 28 ページをご覧ください。

改正地方教育行政法第 11 条第 5 項の規定に基づき定めようとするものですが、第 11 条第 5 項は、地方公務員法第 35 条と同様の内容で、教育長について定めるもので、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体が成すべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされております。

第 2 条で、研修を受ける場合のほか、教育委員会が定める場合において職務に専念する義務を免除されることができるとしております。

附則で、両条例とも施行期日は平成 27 年 4 月 1 日でございます。

2 の経過措置で、改正法附則第 2 条第 1 項の場合、この条例の規定は適用しないとしていますが、旧教育長に関する経過措置として、平成 27 年 4 月 1 日現在に在職する法改正前の教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、改正条例は適用せず、従前の例によることとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから 2 件を一括して質疑を行います。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） それでは質問させていただきます。

現行の教育委員会制度というものの本当に特徴であり大事な点というのは、国や政治、行政なんかからの独立性が保たれているというところが、私自身本当に特徴であり大事なところだと思っています。

なぜそうなったかというのは、戦前教育というものが国や政府の下に置かれて、国のその当時の軍国主義なんか押し付けられて、戦争の道へと進んでいったと、そういう反省のもとに、独立した教育委員会制度ができたと私自身認識しています。

そういう中で、今回の改正案によりますと、独立性がなくなり、行政のもとに一本化されると。

そうなった場合に、国や政治、時の政府であつたり行政機関の意向で、それまでの教育の方針なんかガラッと変わるような危険性も、私自身考えているのですが、そういう点での見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 法改正の論議の過程では、今ご質問にありましたようなことも論議されていたというふうに情報は得ておりますけれども、最終的に改正法については、教育委員会の執行機関としての独立性については、従来通り確保されているということでありまして、確かに国の関与については、例えば、児童生徒の生命を脅かすような事態になった場合については、文部科学大臣が指導できるということになっておりますので、その部分については、従来よりも国の関与が一步深まったといえますか、ということはあるかと思っておりますけれども、独立性については、なんら従来と変わらないと思っております。

一つ、行政の関与、例えば、村で言えば村長の関与というところでいえば、総合行政会議を設置して、その中で教育委員会と協議するというところ。

それから、総合行政会議がいわゆる大綱を策定するというところ。村長が大綱を策定することが新しくできることになったことで、そういう意味で行政の関与ということは従来よりも強まるかもしれませんが、独立性については担保されておりますので、議員ご質問のご心配については、通常の実際であればほとんど考えられないかなと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 今の答弁あった通り、独立性もたもたれていると。

しかし、国の関与が強まったのは事実という答弁だったと思うのですが、確かに今この制度がもし施行されて、今すぐとんでもない事態に起こると私自身も想定していませんけれども、事実そういう可能性を十分にはらんだ制度でもありますので、関与が強まっているということも認めているという点では、そういうふうに関与が今後発展していく可能性もゼロとは言いきれないという点では、そういう仕組みにしてしまうのは問題だと思うのですが、改めて、同じように質問になりますけど、改めてその辺について。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） ちょっと認識が違うかなと思っております。

今までも教育については、国の関与ずっと強まっているというのは当たり前にありますよね。学習指導要領だとか、それから文部科学省の方針に従って全国が動くということが、これは何もおかしいことではないと思っておりますね。

それで、独立性というか、教育委員会のいわゆる中立性というかな、あるいは継続性、それは担保して、今までと同じようにできていると思っておりますから。

国の関与っていうのは、さっき次長が説明したような事例に従ってはありますね。

だから、私は、教育長を今やっていますけれども、一つの考え方としては、やっぱりこれは中立性を担保しながら進めているというのが現状ですから。

今後ともこういうふうに関与が強まるということは出ているけれども、今までと変わらないだろうと私は思っています。

また、教育委員会としても、その独立性を担保しながら進めていくことが大事なことで、思っていますからね。

ちょっと、戦争とか何とか私から見れば、ちょっと極端に結び付けているなど。過去の歴史から見ればそういうことも言えるのかもしれないけれども、今、現時点では、そういうことは想定もしていないし、あり得ないだろうと私は思っています。

そこは非常に大事なポイントで、ちょっと違いがあるかなと思っておりますので、私は、佐藤議員のような認識には立っていません、今のような現状で進めていけると。

もう一つは、今までも、例えば、村長部局というかな、とかかわっていますよね。

私は予算権がないから、やっぱり希望は上げていっても、最終的には村長が決めて、そして教育委員会に予算が下りてくるでしょう。こういう関与というのは、今まで通りずっとあるのですよね。

だからそういうことで、もっともっと教育を村全体として考えると。

もっと村長部局も含めて、もっともっと深くかかわってもらって、村全体として教育を推進するという意味では、この教育総合会議というかな、これはやっぱり非常に大事なことだと思うので、私はいい視点でこれは述べられたなど。

これで教育委員会の独立性がなくなるということは、これはないというふうにはっきり断言したいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 私自身も全く国が関与していないだとか、携わっていないというわけではなくて、国がもちろんいろいろお金の面ではやっぱりそこでは関与といえば関与しているのはもちろんそうなのですが、私が問題にするというか心配なのは、国が本来やるべきことは、制度やそういう条件なんかを充実していくことであって、政治的に教育に、もしくは関与するのであったら望ましくないという点での関与がまずという、そういうことです。

最後にちょっとそれだけ言って、3回です。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと今の件に関連しまして。

先般、教育改革というか、法改正の趣旨について説明を受けまして、大体理解はしたところです。

今回の改正によって、今までの、先ほど言っていた課題というかな、例えば、教育委員会の権限と責任問題ですね。そこら辺が、例えば、教育委員長と教育長の関係。あるいは、政治的な中立であるという教育委員と首長との、あるいは議会との関係。ここら辺が今まで非常に不透明だったのかなというふうに思います。

今回、一本化するということについて、そこら辺が解決するのかなと自分なりにそういう理解をしているところでありまして、一方で、多様な考え方というかな、合議制で今進めている教育委員会、それが早い話、首長にかなり権限が重くなるというか、そういう形になるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺について、評論家とかいろんな意見があると思いますけれども、そこら辺について、教育長としてそこら辺どのように捉えているのか。

首長の権限が強くなっていくという部分ですね。そこら辺がちょっと心配される部分かな。

もし、教育長なりの考え方があればお答え願います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 教育長の権限が強くなるというよりも、責任が重くなると言われてもらった方がいいかなと思いますね。

今、委員長と、個人名ではなくて、委員長と教育長とって、では、皆さん方はどちらが最終的に、何か事件あったときに責任とると思いますか。

皆さん方考えるのはどうでしょうか。

ここなのですよ。

大津の事件がありまたね、いじめの。あのときに、教育委員会の対応は、教育長が全部答弁してマスコミ対応して、ほとんどそうだった。委員長が出てこない。出てきましたよ、最終的に、委員長さんも。

しかし、非常に曖昧模糊でいたってというのが、これはあそこから始まっているのです。委員会を変えるというのは。

私は、さっき、責任は重くなったというのは、その一本化することによって、教育長が責任を取ると、すべての面について、これがはっきりしたということだと思います。

だから、そういう面では私は、あるべき方向に進んだのではないかなと。

今全国的に見ても、この十勝を見ても、非常にその辺の委員長と教育長のバランスの悪さというか、はっきり言えば。

どっちが責任取るのというところが曖昧模糊でしたから、そこが明確になったということは、私は、教育長の責任が重くなって、そしてやっぱり、さっき言ったように、中立性とかそういうこともきちんと考えながら教育行政をしていかなければならないと。

もう一つ心配されているのは、教育委員というのはやっぱり存在しますから、教育委員はきちんと教育長に意見申し述べますからね。教育長の独断で進めることでもないのです。

やっぱり教育委員会という中で、教育委員の意見を聞きながら、教育長ももちろん提案もするでしょうし、リーダーシップも取るでしょうけども、そういう進め方になってくると思いますね。

もっと言えば、総合会議の中で、村長と教育委員がそこで話し合いをする、今まであまりなかったですよ。

具体的に、例えば政策についても何についてもそこで論議するような場面ができたということは、もっと民主的にそういう、いわゆる村民の意見を聞いて教育行政に反映する教育委員の役割というのは、そこでもっと平たくなったというかな。

いわゆる総合的な村づくりのそういう教育行政に反映できるような形になるのだろうと。

そういうふうに一歩進めたと私は捉える。

私どっちかといったら前向きに捉えるものですから、絶えずそういうふうにして捉えている1人なのです。

答えになったかどうかかわからないけども、そんなことで、最終的にはやっぱり教育長の責任が重くなったなということが、はっきり認識できると思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと質問の仕方が悪かったのか。

当然、教育長の責任と権限も強くなるということでは、教育長の言われる通りだと思います。

ちょっと心配だったのは、その分首長の権限というのがかなり強く全面に出てきますよね。多くのというか、通常はそういうこともないのでしょうか、極端な首長が出た場合、そっちに流されるのではないかという、そういうのがすごくいろいろ心配されているものですからね。

そこら辺どうなのかなという意味でちょっと質問したつもりなのですが。

わかりました。

今ちょっと言われたような教育総合会議ですか。

これ、どんな感じなのかなと思って、今は教育委員も入っていく。

それと併せて、教育の専門家と言われている指導主事ですね。これも当然入るのかなと思っ
ているのですけども、そこら辺の教育会議の構成とかそこら辺ですね。

法的には、首長と教育委員会となっていますよね。

そこら辺がちょっとどんなふうになっていくのかなというふうに思うのと、あと、指導
主事の役割というのかなり重くなってくるのかなと、そういう会議の中での発言。学校の
現場を一番押さえているのは専門家である指導主事だと思うので。

そこら辺、今、更別と二村で、共同で設置していますけど、ここら辺が将来的にという
のか、村単独でということなのかも必要になってくるのかなというそんな気もするのです
けども、そこら辺の見解、教育長の見解があれば伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 指導主事のかかわりですけどね、今言われているのは、総合教
育会議の中では、村長と教育委員が語る、教育長も入るでしょうね。

今度教育委員でなくなりますからね。

その教育長の中に、その指導主事の、いわゆる教育委員会事務局としての物の考え方が
全部トータル的にまとめられて教育長がそこで発言したり何かすることだと思うから、反
映されないということではないと私は思っています。

だからまだ具体的に、ではうちの村どういうふうにして組織立てするかというのは、正
直言って今のところまで検討段階ですので、はっきりここで言えないのですけども、いず
れにしても、指導主事というのは事務局の一員として、そして教育長がやっぱりそれをま
とめてその場で発言したり何かすると。

必要に応じては参加することもあるのかもしれませんがね。

そんなふうには一応捉えておりますけどね。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員

○5番（黒田和弘君） 1点お聞きしたいのですが、先ほど教育長から話あった通り、国
においては大津市ですか、いじめの関係があって、どうも教育委員会ではなかなか国民の
期待に応えれないということで、国の法律が改正されたと。

その趣旨に則って、今回、条例の改正も出てきているのですがね。

それで、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の第2条に、職務に専念する
義務の免除。

第1項の第2号に、研修を受ける場合のほか、教育委員会が定める場合については、義
務の免除ができるよというこんな次長からの補足説明があったのですが、どういうことが
想定、今の段階でされるのか。

もしあれば教えてほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 研修以外で教育委員会が定める場合で、現在想定しております
のは、健診ですね。健康診断については、教育委員会が定める必要があると考えており
まして、それ以外には、現在のところ想定しておりません。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、議案第10号にかかわって、反対の立場で討論させていただきます。

昨年6月に教育委員会制度を定める法律が改正され、本年4月に施行となります。

法制度が変わるのは半世紀ぶりのことですが、主な問題点は、先ほど質疑の中でも私自身述べたことだと考えます。

現行の教育委員会制度の特徴は、国や行政、首長からの独立性があるということだと考えます。

それをなくして、教育を政府や行政のもとに一本化するような仕組みづくりはやってはならないと。

政治が行うべきは、憲法に明記された教育を受ける権利が十分に補償されるための条件や制度づくりだと考えますので、本案に反対します。

○議長（高橋和雄君） 反対の討論がありました。

賛成の討論がありましたら出してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、討論を終わらせていただきたいと思います。

議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第10号は原案の通り可決されました。

次に、議案第11号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、第11号議案に対する反対の立場での討論を行います。

主な内容は第10号と関連する議案がこの第11号でありますので、先ほど述べた同趣旨の意見として反対の立場を取らせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 反対の討論が出ました。

賛成の方の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論がないようですので、討論を終わらせていただきます。

議案第11号、中札内村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第11号は原案の通り可決されました。

◎日程第 19 議案第 12 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長（高橋和雄君） 日程第 19、議案第 12 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、十勝圏複合事務組合教育委員会の組織体制について、所要の整理を行うものであります。

なお、規約変更の施行は、平成 27 年 4 月 1 日からであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 12 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第 12 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 12 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は原案の通り可決されました。

◎日程第 20 議案第 13 号 平成 26 年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第 21 議案第 14 号 平成 26 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第 22 議案第 15 号 平成 26 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第 23 議案第 16 号 平成 26 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第 24 議案第 17 号 平成 26 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第 25 議案第 18 号 平成 26 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 20、議案第 13 号から日程第 25、議案第 18 号までの平成 26 年度中札内村各会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億8,332万1,000円を追加し、総額を38億9,378万1,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1,169万5,000円を追加し、総額を5億7,377万5,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ2,035万2,000円を減額し、総額を2億3,483万9,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ100万9,000円を減額し、総額を5,814万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ226万4,000円を減額し、総額を1億2,989万5,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ90万9,000円を減額し、総額を1億6,303万4,000円に調整したものであります。

また、一般会計において、国の経済対策に伴う平成26年度補正予算の対応として、地域住民生活等緊急支援交付金事業並びに国庫補助金の前倒しに伴う中学校改修事業を計上し、新年度に繰り越して執行いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を順次お願いをいたします。

最初に、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

はじめに、ただいま提案趣旨説明にありました通り、今回の補正予算では、国の経済対策を受け、平成27年度に実施を予定していた事業を前倒しして、繰越明許費として計上しております。

最初に、この対象事業などについてご説明いたします。

黒ナンバー16番、議案関係資料15ページをお開きください。

今回の国の補正は、雇用の場創出などで地方活性化を促す地方創生先行型事業と商品券の発行など地域消費喚起・生活支援型事業が対象で、歳入で計上しました交付金の限度額は、地方創成先行型が2,433万3,000円、消費喚起生活支援型が1,028万8,000円。合計で3,462万1,000円であります。

上段の表については、地方創生先行型交付金の充当事業になります。

地方創生に向けて、国が定める総合戦略を踏まえ、村が今後まとめる地方版総合戦略の

対象事業として、先行して行う事業です。

今年度については、実施計画を国へ提出するまで短期間でありましたことから、平成27年度事業を前倒しして充当しております。

定住促進、企業支援、観光振興に対して記載されております8事業に充当しております。

この表の右側から2番目、備考欄、平成27年度重複とあるのは、新年度予算編成と交付金事業の国との協議時期が重複してございましたことから、平成27年度にも計上しており、重複予算につきましては、27年度早期に減額補正を行ってまいります。

平成26年度組替えとあるのは、本交付金を充当するため、組替え、新たに補正しており、基金とあるのは、当初、ふるさと活性化基金を充当するとしていたためであります。

中段の表、地域消費喚起・生活支援型交付金事業ですが、プレミアム商品券発行事業及び高齢者生活支援商品券発行事業に充当しよういたします。

高齢者生活支援商品券発行事業は、70歳以上の高齢者がいる世帯に対し、村内で使用できる商品券、1人当たり1万2,000円を配布し、経済的負担を軽減しようとするものです。

プレミアム商品券の同時期に行い、より地域消費喚起の効果的な事業実施を行おうとするものです。

プレミアム商品券発行事業に対しましては、北海道からも促進事業補助金として150万円の助成がございます。

下段の表になります。

参考といたしまして、当初、本交付金対象事業として国との協議を進めておりました事業ですが、いわゆるハード事業が主体であるということから対象外とされ、補正予算にも新年度予算にも計上されておられません。

この2事業につきましては、平成27年度早期の補正予算により対応してまいります。

それでは、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

黒ナンバー10番、一般会計補正予算書34ページをお開きください。

34ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、説明欄中段の公共施設等整備基金積立1億3,487万9,000円の追加は、今年度の村税の追加や地方交付税の増加、歳出の執行残により生じた財源を将来の財政需要に備えるため、積立しようとするものです。

次の財政調整基金積立、323万7,000円の追加は、宅地分譲地売払収入を積立しようとするものです。

次に、36ページをお開きください。

3目財産管理費、説明欄下段の宅地分譲地造成工事224万円の減額は、入札減によるものです。

次の土地購入費374万7,000円の減額は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地用地買い戻し費用の執行残を減額するものです。

次に、38ページをお開きください。

8目電子計算費、説明欄中段の備品購入費43万5,000円の追加は、新年度に不足するパソコン3台を購入しようとするものです。

39ページをお開きください。

2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、生活交通確保対策補助金133万7,000

0円の減額ですが、これは今年度実施を行っている市街地循環バスの試験運行として、この上札内・中札内間の乗り合いバスを合わせて行ったことより、約2カ月間休止扱いとなるため、補助金が減額するものであります。

40ページ、3目まちづくり推進費、説明欄中段、ふるさとづくり事業補助金は、今年度は申請がなく、100万円を減額しようとするものです。

41ページをお開きください。

説明欄中段、豊かな環境等創成基金積立130万1,000円の追加は、ふるさと応援寄附金を本基金に積み立て活用しようとするものです。

4目開発振興費、説明欄下段、企業立地推進補助金121万8,000円の追加は、村企業立地促進条例に基づき、村内2企業に対する固定資産奨励金を助成し、今年度で5年間限度の4年目になりますが、当初予算積算時において、一部対象となるものを計上していなかったことから、今回、補正により追加するものでございます。

次に、46ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、福祉基金積立116万8,000円の追加は、ふるさと応援寄附金を含む寄附金の増加に伴い追加するものでございます。

説明欄下段のポロシリ福祉会運営助成補助金132万2,000円の追加は、恵津美ハイムにおけるホームヘルプ事業並びにデイサービス事業の決算見込試算により追加するものでございます。

説明欄、次の扶助費、高齢者生活支援給付金696万円の追加は、先ほど説明しました地域消費喚起生活支援型交付金の商品券の配布事業でございます。

47ページをお開きください。

説明欄下段、負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金352万円の減額は、支給対象者の確定により減額するものです。

前のページの特定期源として、国庫補助臨時福祉給付金事業費補助金を併せて減額しております。

48ページ、3目老人福祉費、説明欄中段、移送サービス事業委託101万6,000円の減額、次の高齢者等通院タクシー交通費217万9,000円の減額は、実績見込みにより減額するものであります。

49ページをお開きください。

説明欄中段から一般職人件費総額242万1,000円の減額は、退職者給与を減額したものであります。

次に、51ページをお開きください。

4目障害者福祉費、説明欄上段の扶助費の介護給付費103万8,000円の追加、次の訓練等給付費118万円の追加は、利用頻度などの増加によるものになります。

説明欄下段、扶助費の重度心身障害者医療費145万8,000円の減額は、医療費の減少が見込めるもので、52ページ中段の特定期源での道の重度心身障害者医療費補助金医療費分も減額しております。

52ページ、6目社会福祉医療費、説明欄上段、乳幼児医療費100万円の減額は、次の児童生徒特別対策医療費182万1,000円の追加はそれぞれ、これまでの医療費助成の状況から今後を見込まして、補正を行うものであります。

次の55ページをお開きください。

2項社会福祉費、1目児童福祉費、説明欄中段、負担金補助及び交付金、子育て世帯臨時特例給付金90万円の減額は、支給対象者確定に伴い減額を行います。

続きまして、59ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄下段、妊婦健康診査委託156万1,000円の減額ですが、これは実績見込みにより減額を行うものであります。

61ページ、7目合併処理浄化槽事業費、説明欄下段、合併浄化槽設置補助金252万円の減額は、設置基数が見込みより少なかったことによるものです。

今年度は2基の設置でございます。

62ページ、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄、負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金138万円の追加は、実績に基づく負担金確定によるものです。

次に、65ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄下段、新・元気な畑づくり事業補助金200万円の減額は、ストーンクラッシャー事業の実績が予定より少なかったことによることが要因になってございます。

特定財源において、食と農業・農村振興基金繰入金を農業担い手育成センター交付金の減額と合わせて226万円減額しております。

70ページ、7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段、プレミアム商品券事業は、国の地域消費喚起・生活支援型交付金事業により行い、国、道からそれぞれ交付金、補助金が特定財源として見込んでおります。

71ページ、3目観光費、説明欄下段、花づくり委託、72ページ、花フェスタ補助金、中段の4目道の駅関連施設整備費の道の駅魅力向上補助金は、地方創生先行型交付金の対象事業としており、特定財源として国の交付金を見込んでおります。

74ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄下段、道路改良舗装工事244万4,000円の減額は、請負額確定により減額するものであります。

75ページをお開きください。

4項地籍整備費、1目地籍整備費、説明欄、地籍図移動修正委託194万4,000円の減額は、請負額確定によるものです。

76ページ、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄下段、定住促進補助金352万9,000円の減額は、本年度の中札内スタイル推進奨励金、若者世代特別奨励金、民間賃貸住宅家賃助成補助金、固定資産税相当額を助成する定住促進奨励金の実績により減額をするものです。

次の地方創生の3件につきましては、それぞれの定住促進施策を分けて計上し、27年度へ繰り越しいたします。

特定財源として、国から地方創生先行型交付金1,300万円を見込んでおります。

次に、78ページ、4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅改修工事その2、129万9,000円の減額は、改善戸数の減少によるものであります。

次の移転補償費113万5,000円の減額は、工事に伴う移転者が減少したことによるものです。

79ページ、9款消防費、1項消防費、1目消防組合費、南十勝消防組合負担金111万8,000円の減額は、中札内支署運営経費負担金の減によるものです。

次に、86ページをお開きください。

10 款教育費、3 項小学校費、1 目学校管理費、説明欄、修繕料 82 万 1,000 円の追加は、新年度特別支援学級増による間仕切りを設置するため追加するものであります。

87 ページ、4 項中学校費、1 目学校管理費、説明欄下段、燃料費 145 万 8,000 円の追加は、改修工事に伴い、暖房効率の悪化から使用量が増えたことと、代替教室などの暖房燃料が重油から灯油に変わったことによるものであります。

88 ページ、説明欄下段、中札内中学校改修工事 8,076 万 2,000 円の追加は、国の補正予算に伴う前倒執行によるもので、特定財源として国の学校施設環境改善交付金 1,756 万円、学校教育施設等整備事業債 3,510 万円、公共施設等整備基金繰入金 2,800 万円をそれぞれ追加しております。

次に、91 ページをお開きください。

5 項社会教育費、3 目社会教育振興費、説明欄中段、文化振興奨励事業補助金 372 万 8,000 円の減額は、事業確定見込みによるものです。

特定財源として、文化振興基金繰入金を他の事業の減額と合わせて 430 万円の減額を見込んでいます。

93 ページをお開きください。

4 目文化創造センター管理費、説明欄、図書館情報システム機器借上料 158 万 3,000 円の減額は、本年度の契約において、賃貸借料は発生しないことから、全額減額いたします。

13 款諸支出金、特別会計繰出金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、公共下水道の 4 会計合わせて 578 万 3,000 円を減額しております。

次の給与費明細書ですが、95 ページをお開きください。

一般職、給料、手当合わせて 392 万 6,000 円の減額は、年度途中からの休職及び退職によるものを調整しております。

職員手当の時間外勤務手当 160 万 2,000 円の減額は、3 月までの支給を見込みまして、不用額を減額するものであります。

他の手当につきましては、先ほどの休職などの要因を調整したものになります。

戻っていただきまして、15 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

はじめに、1 款村税で、村民税の個人、現年課税分 558 万 3,000 円の追加は、当初予算費課税額の増及び徴収率の向上により追加するものであります。

法人の 1,700 万円の追加は、法人税割の増加が見込めることによるものです。

次に、固定資産税の現年課税分 232 万 5,000 円の追加は、当初予算の収納率を上回る収納率が見込めることによるものです。

16 ページをご覧ください。

4 項たばこ税、現年課税分 148 万 6,000 円の減額は、決算見込みまして減額となります。

7 款自動車取得税交付金 1,000 万円の減額は、昨年 4 月消費税引き上げに伴い、自動車取得税の引き下げが行われ、それに伴いまして交付金の減額となります。

9 款地方交付税の普通交付税 2,063 万 4,000 円の追加は、交付額確定によるものです。

特別交付税 3,000 万円の追加は、交付見込み額の増によるものです。

17 ページをお開きください。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目農林業費負担金、2 節道営事業費負担金 1 7 1 万 3, 0 0 0 円の追加は、畑かん分水栓の 2 栓目以降の設置者の増により、受益者負担が増加したものであります。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目農林使用料、牧場使用料 3 4 7 万 6, 0 0 0 円の増加は、冬期舎飼いの増加により追加するものであります。

18 ページです。

5 目土木使用料、1 節村営住宅使用料、3 1 1 万 3, 0 0 0 円の追加は、入退去に伴う増加などによるものでございます。

6 目水道使用料、1 節営農用水道使用料 1 9 8 万円の追加は、大口主要企業などの使用料が増加したため追加するものでございます。

20 ページ、2 項手数料、3 目衛生手数料、3 節一般廃棄物処理手数料 1 1 0 万円の減額は、ごみ袋売払減少によるものでございます。

下段、13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節障害者医療費負担金 3 6 9 万 3, 0 0 0 円の追加は、変更交付申請によるもの。

説明欄の過年度分 3 4 0 万 9, 0 0 0 円の追加は、平成 2 5 年度分の確定によるものです。

21 ページ、国庫支出金、こちらの地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金につきましては割愛いたします。

22 ページ、4 目土木費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金 3 2 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、地域住宅計画事業確定に伴う減額になります。

14 款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費負担金、2 節障害者自立支援給付費負担金 1 9 4 万 8, 0 0 0 円の減額は、変更交付申請によるものであります。

27 ページをお開きください。

15 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目財産売払収入、1 節不動産売払収入 1 2 8 万 8, 0 0 0 円の追加は、ときわ野分譲地売買によるものです。

2 節動産売払収入 2 7 8 万 6, 0 0 0 円の追加の主なものにつきましては、防風保安林基線沿いを列状間伐したことによるものです。

28 ページ、19 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、1 節職員住宅建設資金貸付金返還金 1 3 6 万円の追加は、退職者の繰上償還によるものであります。

30 ページ、6 項雑入、1 目雑入、説明欄、森林国営保険 2 9 5 万 6, 0 0 0 円は、平成 2 5 年 1 0 月の大雪により被害を受けた村有林に対する保険給付でございます。

戻っていただきまして、7 ページをお開きください。

第 2 表、継続費補正ですが、変更するものとして、中札内中学校改修事業について、総額 5 億 6, 0 1 9 万円、補正後が、平成 2 5 年度 4 億 2, 8 1 9 万円、平成 2 6 年度 1 億 1, 4 5 6 万 2, 0 0 0 円、平成 2 7 年度 1, 5 9 3 万 2, 0 0 0 円とする継続費に変更するものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

第 3 表、繰越明許費の 12 款の追加ですが、このページの事業と次の 9 ページの上二つの事業は、国の経済対策に基づくもので、9 ページ、次の南十勝消防事務組合負担金のうち、消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、12 月の補正で追加した 2, 6 1 2 万 6, 0 0 0 円を繰越明許費に、次の高機能指令センター整備事業につきましては、当初予算及び 5 月、12 月の補正で追加した予算のうち、現年で支払うものを除き、残り 2,

736万4,000円を繰越明許費に設定するものでございます。

10ページをご覧ください。

第4表、債務負担行為補正です。

4件を追加するもので、児童館、上札内交流館、ファミリースポーツセンター本館、この3施設の指定管理に係る協定に基づく委託料につきましては、期間を平成27年度から31年度までとし、限度額はそれぞれ1,313万3,000円、5,047万8,000円、5,374万7,000円に設定し、道の駅関連施設等の指定管理に係る協定に基づく委託料につきましては、期間を平成27年度とし、限度額は825万4,000円に設定するものでございます。

11ページ、変更するものとしまして、車両譲渡事業償還金は193万3,000円を162万6,000円に、財務会計システム機器等譲渡事業償還金は1,281万4,000円を1,248万5,000円に、図書館システム機器借上料は、1,055万円を965万6,000円に、それぞれ限度額を変更しようとするものです。

12ページになります。

第5表、地方債補正ですが、追加するものとして、学校教育施設等整備事業債を3,510万円に限度額を設定するほか、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。

変更するものとしまして、施設整備事業債は1,360万円を1,300万円に、高機能指令センター整備事業債は2,760万円を2,750万円に、公営住宅建設事業債は1,250万円を1,100万円に、それぞれ限度額を変更しようとするものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） ちょっと会議が長くなりましたが、提案理由の説明が終わってから休憩をしたいと思いますので、もう少し説明を続けさせていただきたいと思います。

次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー11番、国民健康保険特別会計補正予算書の14ページをお開きください。

最初に歳出ですが、中段の2款保険給付費、1項療養諸費、説明欄の一般被保険者療養給付費1,431万7,000円の追加。

次に、16ページの中段、説明欄の一般被保険者に係る高額療養費297万8,000円の追加ですが、これは一般被保険者に係る入院通院等の医療費が、当初見込んでいたよりも増加して推移してきており、不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

次に、17ページ、4項出産育児諸費、説明欄の出産育児一時金126万円の減額ですが、これは当初見込んだよりも出生数が減少する見込みであり、3件分を減額しようとするものであります。

次に、20ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金144万円の減額。

その下の保険財政共同安定化事業拠出金240万2,000円の減額ですが、これは全道及び本村の過去3年間のそれぞれ対象となる医療費の総額と被保険者数をもとに算出されたものであり、それぞれその拠出額が確定したことから、減額するものであります。

次に、8ページをお開きください。

歳入です。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者分、2目退職被保険者分について、直近の調定

額により、現年課税分、滞納繰越分それぞれ減額追加し、合わせて121万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、9ページ、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、116万9,000円の減額ですが、これは対象経費の確定によるものであります。

次に、その下段、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、説明欄の普通調整交付金199万2,000円、特別調整交付金100万8,000円の追加については、変更交付申請に基づくものであります。

次に、3款療養給付費交付金ですが、これは対象経費である退職被保険者の医療費等が増加したことによる分として298万6,000円、過年度分については、平成25年度の精算分として235万円、合わせて533万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、10ページをお開きください。

5款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金200万円の追加については、変更交付申請に基づくものであります。

次に、11ページ、6款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金1,107万円の追加。

その下段、保険財政共同安定化事業交付金645万4,000円の追加については、それぞれ対象となる医療費等が増加したことによるものであります。

次に、8款繰入金、1目、1節の一般会計繰入金162万2,000円の減額は、歳出における事務費等の減額に伴うもので、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分113万9,000円、その下支援分27万円の追加は、額の確定によるものであります。

次に、12ページをお開きください。

中段の9款繰越金については、25年度決算額の残額14万9,000円を追加し、その上の2項基金繰入金、国保基金繰入金を1,347万2,000円減額し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー13番、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6ページをお開きください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料ですが、年金からの特別徴収保険料については145万9,000円を追加。

その下段、普通徴収保険料については同額を減額し、科目のみの組替えを行うものであります。

次に、2款繰入金、1目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金72万4,000円の減額は、広域連合事務費負担の確定及び財源調整。

その下の保険基盤安定繰入金69万6,000円の減額については、保険料軽減措置に対する財源補填額の確定によるものであり、3款繰入金58万5,000円の追加は、25年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、8ページです。

歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険料等負担金69万7,000円の減額は、先ほど歳入でご説明いたしました保険料の軽減措置に対する財源補填である保険基盤安定繰入額確定により、広域連合への負担額が確定したことによるものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険特別会計を説明させていただきます。

黒ナンバー 12 番、介護保険特別会計補正予算書の 10 ページをお開きください。

上段の 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 3 節委託料の介護保険システム改修委託 183 万 6,000 円の追加は、平成 27 年度介護保険制度及び介護報酬が見直されることに伴い、システムの改修が必要なことから、追加するものでございます。

なお、特定財源として、7 ページ上段をご覧ください。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目事業費補助金、1 節システム改修補助金で、事業費の 2 分の 1 である 91 万 8,000 円を計上しております。

戻りまして、11 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、1 9 節負担金補助及び交付金で、2,057 万円の減額となっております。

その主な理由は、居宅介護サービス等給付費で、訪問介護や認知症グループホーム、ショートステイの利用減によるものでございます。

その下、主に介護度の軽い要支援 1 と 2 の方を対象とした介護予防サービス等給付費で、訪問介護、デイサービスの利用減によりまして、160 万 8,000 円の減となっております。

施設介護サービス給付費 899 万 4,000 円の減は、特別養護老人施設で利用は伸びてはおりますが、一方で、老人保健施設の利用者の減により減額となっております。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、6 ページをお開きください。

中下段にあります 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 56 万 6,000 円の減、その下、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 171 万 2,000 円の減。

7 ページ中段にあります 4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 347 万 4,000 円の減。

さらに、8 ページ上段の 5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費負担金 940 万 6,000 円の減。

下段にあります 7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節 264 万 9,000 円の減額は、歳出で説明いたしました介護サービス等諸費等の減額について、国、道支払基金、村の負担割合に応じて減額しております。

さらに 9 ページ、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金 305 万 7,000 円を減額して調整するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 最後に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

黒ナンバー 14、簡易水道事業特別会計補正予算書の 6 ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、1 款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金は、南札内浄水場共同施設維持管理費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じ減額するものです。

2 款使用料及び手数料の水道使用料 182 万円の減額は、大口使用者 2 件の使用量減を主たる要因とする減額となっております。

次に、8 ページをお開きください。

歳出の右説明欄上段、一般経費の27節公課費、消費税は、予算時の見込みと実績との差により、164万4,000円を減額するものです。

その下の簡易水道基金費、簡易水道基金積立は、歳入から歳出を引いた余剰金の増により91万円を追加するものです。

続きまして、黒ナンバー15、公共下水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出では、1款総務費、右説明欄下段、27節公課費の消費税は、予算時の見込みと実績との差により、39万6,000円を減額するものです。

次に、その下の2款浄化センター維持管理費、右説明欄、11節需用費、光熱水費は、流入水量減などの要因で、電気使用料が減少したことにより、47万6,000円を減額するものです。

次に、8ページをお開き願います。

13節委託料、脱水汚泥堆肥化処理委託は、汚泥発生量増により、12万4,000円を追加するものです。

戻りまして、6ページの歳入ですが、2款使用料及び手数料の下水道使用料は、使用水量の減により、42万2,000円を減額するものです。

4款繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出減により財源調整で57万6,000円を減額しようとするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 45分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時30分
再開 午後 2時45分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いですので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思えます。

補正予算に対する提案理由の説明が終わりましたので、これから6件を一括して質疑を行いたいと思えます。

質疑は3回までということになっておりますので、気を付けて質疑をお願いしたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点か質問させていただきます。

まずは21ページになるわけですが、先ほど来いろいろ説明ありました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

ここに記載の通り、3,462万1,000円ということが予算計上されておりますが、前の説明では内示があったということも聞いております。

それなりの人口割なのか、そのほかの根拠があってそのことが内示されているというふうに思いますが、その根拠というか、人口あるいはまた、財政力指数によるのですかね。

そんなことで、積算をしていくとその額になったというその内容について教えていただきたいというふうに思えます。

それから、地方創生先行型交付金ということで、事業雇用の創出ということで、自治体がまとめる地方版総合戦略に基づく事業ということでは、執行状況の中

ですか。本村については本部を立ち上げて、10月まで計画をまとめると、こういう報告があったわけですが、それに対する交付金ですね、27年度以降というのかな。そんなことで継続して交付金が来るのだらうなというふうには私は想定するわけですが、それらの見直しについて、今押さえている部分について教えていただきたいなというふうに思います。

それから、議案資料の15ページか、補正予算資料がありますが、2、3点ちょっと聞きたいのですが、地方創生先行型交付金ということで、そこに列記されておりますよね。

定住、若者世代、勤労、民間賃貸住宅ということで、恐らくこれらについては既存の村の制度の横滑りというのかな、というふうに理解するわけですが、それに上乗せして、内容を上乗せして地方創生ということで何か計画しているものなのかどうか。

その辺を確認をしたいというふうに思います。

それから、その下の地域消費喚起・生活支援型交付金ということで、プレミアムと高齢者と出ていますけれども、プレミアム商品券の販売ということで、ちょっと中身まで説明受けていませんので、もう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

それから、高齢者の部分については、70歳以上、村内1人当たり1万2,000円ということですが、何か1人世帯と言ったのかな、夫婦もあたるのかどうか。その辺ちょっとわからないかったですから、再度説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、30ページの上の方にあります森林国営保険295万6,000円ということで、平成25年10月の大雪分ですよということが説明がありましたが、村有林の植栽後、約10年ぐらいまで保険に加入をしているのかなというふうに思われるのですが、その辺の関係と、その被害にあった樹種あるいはまた、区域面積、被害率、それを掛けますと被害実面積が出ますが、その辺の内容について教えていただきたいなというふうに思います。

それから、その被害が出た部分について、これからの保育の基本的な考え方についてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、40ページのまちづくり推進費、報酬39万3,000円の減額ということですが、当初調べますと、52万2,000円ということのでかなりの額が報酬落としているわけですが、あまり総合行政推進会議が行われなかったのかな。その辺のことで減額されているというふうに思うのですが、その辺、内容等について教えていただきたいなというふうに思います。

併せて、普通旅費、当初39万円に対して23万5,000円ということのでかなり部分も減額にしているということで、併せてお願いをしたいなというふうに思います。

とりあえず、その関係、お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、私の方から、まず最初に、地域住民生活と緊急支援交付金の交付内訳です。

まず、この交付金は2本ありまして、地域消費喚起・生活支援型につきましては、中札内村の交付上限額が1,028万8,000円になります。

算定内訳といたしましては、人口掛ける財政力の補正係数掛ける、消費等に関する計数掛ける寒冷度に応じた計数。そして最後に、全体の総額に合わせる率。

総額は国で決まっておりますので、それを最後総額に掛けて、この中札内村は1,028万8,000円になります。

もう1点の地方創生先行型につきましては、人口掛ける段階補正がございまして、段階

補正、そして、次は先ほどと同じ掛ける財政力補正掛ける、次が必要性補正となっておりまして、これは財政力等条件が悪い町の方が割増の計数になります。

そして、最後に掛ける総額に合わせる率になります。

ただし、この地方創生先行型につきましては、定額がございます。

それは地方版総合戦略を策定するための定額という形で、プラス1,000万円交付されております。

中札内村につきましては、この額出していないのですけども、コンサルと掛けるほかに委託するということを行わないで、自分たちで行っていく。村民の力を借りて行っていきますので、ここはゼロという形になっております。

続きまして、地方版総合戦略の策定は、先ほど質問あった通り、10月まで計画をつくる予定でございます。

そして、交付金の額なのですけども、27年度につきましては先行型という形で、このような形できていますので、今後、この地方版総合戦略に応じて、国の方から計画に応じて、また、このような形で上限額が示される予定ではないかなと思っております。

今のところ申せるのは、このようなことです。

あと、事業の上乗せの考えなのですけども、平成27年度につきましては、時間と暇がないため、現行の規定により予算化しておりますが、今後、地方版総合戦略をつくるにあたって、このような上乗せですとか、そういうふうに変えていく場合は、そのような形になっていくかと思いますが、今のところ、それは今後の総合戦略の中で検討していく形になります。

あと、総務関係の補正予算について、ご説明いたします。

40ページのまちづくり推進費、報酬ですね。39万3,000円の減額につきましては、総合行政推進委員の報酬ですけども、今年度におきましては開催してございませんので、今後、3月に開催する見込みでございますので、その分を残しまして、残り減額補正いたします。

続きまして、旅費、普通旅費23万5,000円の減額ですけども、これは予算計上いたしましたのは、景観まちづくり推進委員会が先進的自治体を視察するために、1泊2日の日程で予算組みしておりました。

実績といたしまして、先進的自治体2町行ったのですけども、旭川方面ですか。日帰り視察できましたので、その分を減額しております。

総務関係の説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、私の方で、高齢者70歳以上世帯単位かどうかということのご質問だったと思います。

70歳以上の高齢者がいる世帯でございます。

70歳以上の世帯を対象に商品券を配布するということです。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私の方からプレミアム商品券と森林保険の関係2点について、話をさせていただきたいと思っております。

まず、プレミアム商品券ですが、今予定しているのが、基本的に3,000組、1万2,000円のを3,000組ということで、総額3,600万円でのプレミアム商品券の発行を予定しております。

うち、プレミアム額が600万円というような形になります。

残りの、今回補正しております636万円のうちの600万円がプレミアム額で、36万円が事務費というような形になってございます。

基本的には商工会での、今まで継続しているプレミアム商品券をちょっと増やしたというふうに考えて、1,000枚、今年やっている部分について、1,000枚増えたというように形で考えてもらえればわかるかなというふうに思います。

次に、森林保険なのですが、まず、保険の期間ですが、10年間ということによろしいです。

今回の保険の対象になっていますのが、9カ所、7.05ヘクタールになります。

樹種につきましては、カラマツということになっておりまして、7.05ヘクタールのうちの66.1パーセントが被害率というふうに押さえていただければいいかなというふうに思います。

被害の保育については、主に治山事業の方に今要望を出しております、そちらの方で対応をというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体わかりました。

地域活性化の交付金の関係ですが、聞くところによると、27年度分が26年度繰越明許ということで、そっちの方に入ってくるようですが、28年度以降についても、説明によると、計画に応じて上限額が示されるというこんな答弁があったのですが、ちょっと自分の中の、何かの本読んだ段階では、それぞれ自治体の努力というのかな、総合戦略の計画に対して、実行度合いというのかな。

そんなことでえらい自治体の努力でもって交付金の差をつけて、頑張っているところについては手厚くやっていくのだというようなことも、何か本で見たことあるものですから、ちょっと答弁の中では上限が示されるということで、今のような交付金の算定でなくて、そんなことが想定されるのかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も、本部を立ち上げたということなので、いい戦略と合わせて実行力のある内容にしてもらいたいものだなということをつけ加えさせていただきたいと思います。

それから、47ページの臨時福祉給付金あるいはまた、55ページの子育て世帯臨時特例交付金ということでございます。

これについては、12月の執行状況報告でそれぞれ言われていまして、臨時福祉給付金については、想定対象者が690人だと。

確定で払ったのが661人ということで、それらを引くと、29人が未受給になっているということになるかと思えます。

それから、子育ての方については、486人が479人ということで、未受給者7人という内容になっているわけですが、これについては、恐らく申請主義なので、申請しなかったから確定としてこうだよということで、九十何パーセントで終わっているやに報告はされていますがね。

そこら辺で、ちょっと確認をしたいのですが、この財源については、国が示す100パーセントのものを自治体がそれぞれ交付しているのですが、その未受給者に対する啓蒙とか、あるいはまた指導というのですか。

申請だから、申請なかったからどうにもならないと言えばそういうことなのですが、こういう小さい自治体については、そういった指導の配慮というのかな。ある程度の部分に

については自治体でも押さえているわけですから、その辺の未受給者に対する何らかの形が起こされて、結果としてまだそういう未受給者がいたのではないかなというふうに推測するのですが、その辺の経過を、担当課長から説明していただければありがたいのかなというふうに思います。

それと、91ページの文化振興奨励事業補助金、当初600万円で、372万8,000円ということで、かなりの額が減額されているのですね。

当初、600万円想定していた内訳というのがあると思うのです。

それに対して、これだけ減ったということは何かの理由があるのかなというふうに思いますので、それらの内容と経過なりを細かく教えていただきたいなというふうに思います。

それと、その下のスポーツ振興奨励事業補助金、当初110万円ということで、これについても35万円の減額ということでございます。

ちょうど3月定例会ということになると、僕の想定ですが、雪合戦ということで、本村の大々的なレジャースポーツというのかな。昨年でありますと、第20回ということで、全十勝雪合戦、あるいはまた全道国際雪合戦の予選大会ということで位置付けておまして、開催されるのだけど全然音沙汰がないということで、その分は恐らく減額になっているのかなというふうに思うのです。

ちょっと私もかかわりありましたから、ちょっと申し上げますと、20年前は、非常に雪も多いということで、教育委員会が主導して、最初は村内大会あるいはまた、全十勝雪合戦大会、さらには全道ということでやってきているのですが、恐らくその部分が減額されているというふう思うのですが、これらについても、その辺の減額の中身と経過等々について、教えてほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金についてのお話をさせていただきます。

最終的な今回の補正のところ、支給者や何かが決定してございますので、改めてその数字を申させていただきますと思います。

支給対象者は、まず、臨時特例の方ですね。臨時の方は697名の方が対象になるものと思っております。

そのうち、実際に支給したのは665名でございます。その差なのですけれども、32名いらっしゃいます。うち、10名につきましては辞退でございます。

それから、22名の方については未申請という形で、そのほとんどの方につきましては、連絡が取れない方、それから、連絡が取れても最終的に申請に来ない方ということになってございます。

ですので、全体的な率が95.4パーセントという形ですので、かなりのことになっているのではないかなと思っております。

もっとも当初から、まずは文書によりご案内、そして、それができない方には、次に葉書きでのご案内、そして電話で連絡という三つ、四つの手法を取らせていただきました。

それですので、95.4パーセントという高い率になっているのではないかなと思っております。

子育ての方でございます。

子育ての方も、486人が対象で、482人支給してございます。

4名の方、この方たちは遠方の方に転出された方、それから全く連絡が取れない方とい

うことで4名いらっしゃいます。

支給率が99.2パーセントという形になってございます。

これも、転出されてさらにまた別なところに行かれたような方、日本におられないのではないだろうかというような、そういう方でございましたので、やむを得ないのかなと思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず、文化振興奨励事業の減額についてですけれども、もっとも大きいのは、アミューズシアターに対する補助金が、当初400万円を計上しておりましたけれども、これを全額執行しないということで減額しております。

さらに、その他の文化振興奨励事業の申請が二十数万円ありまして、差し引き370万円余りの減額になったものでございます。

当初、アミューズシアターの事業としまして、コンサートも検討していたのですけれども、その検討の時期が若干遅れたということもありまして、年度内の開催が困難ということで、1月、2月の段階でアミューズシアターの会議で判断をしまして、今年度については実施しないということになりました。

2点目のスポーツ振興奨励事業について、ご質問にありました通り、雪合戦大会の開催については、今年度開催するかどうかということは論議してきたのですけれども、最終的に開催しないということに決まりまして、中札内においては、今後開催については教育委員会が主体となっては開催しないことになりました。

そのことから、このスポーツ振興奨励事業補助金、実行委員会に対して毎年交付しておりましたけれども、今年度については執行がないため、そのことが大きな要因で35万円の減額になったものでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地方版総合戦略による交付金の考え方ですけれども、先ほど議員おっしゃった通り、頑張った自治体については、上乘せはございます。

当初説明した通り、交付金につきましては各自治体それぞれ上限額示されると思いますが、国の方で別枠として頑張った自治体、知恵を出した自治体に対しては、その分をもつてございますので、27年以降そのような形になってくると思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 充実した、それぞれ総合戦略というのかな、先ほど申し上げましたけれども、それらを本部の中で議論する中で、努力を願いたいなというふうに思います。

それと、文化振興奨励とスポーツ振興奨励事業の関係ですけれども、今、次長の方からそれぞれ説明がありました。

何か雪合戦については教育委員会として主体しないのだということの答弁があったのですが、あくまでもこれ、主体は実行委員会方式ですよ。

ですから、私が冒頭、20年前のお話をしましたけれども、そのときも実行委員会なのです。

けれども、主体として教育委員会が主導をして、ぜひ、雪を最大限利用した中での冬にレジャースポーツということで、盛り上げていこうということで、村内あるいは南十勝ということで、大会をやってきました、去年で20回になったのです。

それで、形として、教育委員会主体をしないということはわかるのですが、そのことでは、やはりこの小さい地域の中では、私はいろんな雪合戦にかかわらず、だんだん高齢化

にもなっていくわけですが、やはり村なり教育委員会が、大変でしょうけども、そこら辺は主体をする中で盛り上げていくというのかな。

そんなことがないとなかなか実行委員会方式で、形だけではなかなか、今言ったような形でしぼんでしまうのではないかと。

それと、さっきのアミューズもそうですが、この辺もどういう理由があるのか。

今まで一生懸命やってきた部分でやってきているのですが、全額交付されないで終わったということですから、何かそこら辺の原因があるのかなと、私は細かくは聞いていませんけども。

ですから、意見になるかもしれませんが、あくまでも形ではなくて、やっぱり村なり教育委員会が地域を盛り上げていこう、やっていこうというものを出す中で、それぞれ実行委員の人たちを盛り上げ、あるいはまた、最終的に実行委員会が事業主体になるのでしょうか、ぜひ、そんな考え方をもちつつ、元気の出る中札内村に私は向かうべきでないのかなというふうに思いますので。

ちょっと私の思いも入りましたけども、そこら辺を申し上げておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 黒田議員の意見も入っておりますが、村の考え方と、教育委員会の考え方がありましたらあげてください。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） ちょっと今、黒田議員の話聞いてちょっと残念なのだけでも、このうちの村のテーマは自律と協働ですよ。

自律って何でしょうかね。

確かに、教育委員会は手引くということではないのです。

協力支援体制は十分取ろうと思っておりますけども、もう教育委員会におんぶに抱っこ、すべて。これはやっぱり、スクラップ・アンド・ビルドしていかないと、いわゆる村の指標といいましょうか、目的に適っていかない。

教育委員会が何もしないということではないのです。

ただ、雪合戦を例にとると、準備から何から、機械から全部教育委員会がやっているのですよ。

実行委員会は何しているのですか、と私は疑問を投げかけます。

では、その姿ででは継続していいのですか、ということなのですよ。私も大いに雪合戦も含めて、軽スポーツも含めて大いに村の中で発展してほしいという思いは同じであります。

しかし、その実行委員会主体がそういう状態で、それが当たり前になっているのだったら、ちょっと私は違うと。黒田議員と考え方が違うのかもしれないけども、私はそういう認識でいます。

やっぱり、支援はするけども、支援はしていくけども、やっぱり実行委員会の主体性をもっともっと盛り上がってもらわないと困る。

例えば、今、共育の日の実行委員会やっていますよね。この実行委員会は、自分たちの手で何とかしようとしてやっている状況です。もちろん、教育委員会もかかわっていますけども。

この辺のメリハリのところは、ちょっと判断が難しくなるけども、私は、絶えず、やっぱりスポーツも含めて考えたときに、その主体はどこだと。

では、実行委員会があるのだったら、実行委員会をもっと動くべきでないのかと、これがあるべき姿だと私は思っています。

その啓発は教育委員会していきます。

しかし、それさえも、もしないような状況が続くのであれば、それはもう継続に足りないと、私は思っているところです。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 補足をして説明させていただきますと、背景としまして、雪合戦については、例えば、去年は6チームの参加でしたし、村内からも2チームしか参加されないという状況にありました。

一時期は、もっともっと多くの村民が参加する大会だったのですけれども、現在は一部にとどまっていると。

すべての事業に言えるのですけれども、いつまでもすべて続けるのかということ、やはり止めるものは止める、続けるものは続ける。

また、新しいものをやるのは新しいものをやるということで、それぞれ毎年政策評価に基づいてそういった判断をしているわけでありまして、そういった背景も一つあるということでございます。

文化アミューズにつきましても、文化創造センターの指定管理者制度と併せまして、指定管理者が引受けてもらえないかという検討も行いました。

結果的に指定管理者制度に移行しないということから、そういうふうにならなかったのですけれども、このアミューズに対する補助金といたしますか、コンサートを含む各種講演をやっていただくということについては、文化創造センターの建設以降、文化創造センターの活用促進という意味合いもあって進めてきたことで、一定のその役割を終えたという判断もしていることから、新年度予算についても計上しておりませんし、26年度についてはそういう判断にも至ったということでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ありませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、資料の16の地方創生先行交付金の中で事業が説明されましたけれども、この中で、観光パンフレット印刷ということで、外国語パンフレット作成、一般パンフレット作成というような中身がありますけれども、これはどういった内容のものを作成しようとするのか。また、どういうところに置こうとしているのか。

その次の道の駅10周年記念事業にかかわる経費が100万円見ておりますけれども、これも同じように、どのような内容を想定しているのかとか、記念事業を1回で終わるのか、もしくは何回かに分けるのか。また、どこが主体として行われるのか。

これは具体的に、まだこれから進める部分もあるかと思うのですけれども、わかる範囲内でよろしいので、説明いただければと思います。

それと、補正の予算について、40ページの、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、ふるさと事業補助金の100万円が全く使われなかったということで全額が補正されておりますけれども、この事業は、住民が自主的に何かをやろうとしたときに助成をするということの内容だったかと思うのですけれども、これが全然使われなかったということはそういう希望者が、希望団体もしくは希望者がいなかったということになりますけれども、そういう活動があるということももう少し住民に知ってもらって、また、あるいは

職員が何かそういうようなことに対する誘導的な働きがあってもよかったのではないかと
思うのですけれども、そういうようなことがなされたかどうかということをお聞きいたし
ます。

それとあと48ページ、その中で、移送サービス事業委託、それとあと、高齢者等通院
タクシー交通費が比較的予算よりも多く減額されております。

その要因としては、やはり利用がなかったということなのですけれども、どういう内容
の利用が減になったのかということをお知らせください。

以上、その点お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私の方から、観光パンフレットと道の駅魅力向上補助事業の
関係について、お話させていただきたいというふうに思います。

まず、観光パンフレットですが、外国語パンフレットということで新規に3,000部
を予定しております。

A4三つ折りで両面カラーの3カ国語、英語、中国語、韓国語もしくは台湾に対応でき
るということで3カ国語でつくる予定をしております。

次に、観光パンフレットですが、これ既存にあるものを新しく、もう一度作成し直すとい
うことの観光パンフレットになります。

2万部を作成しまして、A5サイズの20ページオールカラーということで、今予定を
しているところであります。

観光パンフレットにおきましては、この間も空港含めていろんな観光施設に配布をして
おりますので、そういったところに併せて同じような形で置きたいなというのと、外国語
のパンフレットについては、道の駅に、やっぱり外国から来られている人たちが増えてい
るということありますので、道の駅含めて空港、そういうところに配置をしていきたいと
いうふうに考えております。

次に、道の駅の魅力向上補助事業についてですが、これにつきましては、ちょうど27
年度リニューアル10周年記念ということで、企画事業を対象にしております。

現在、二つのメイン企画を検討しているところです。

100万円につきましては、観光協会補助を出して、観光協会と道の駅のテナント会が
中心になって進めていくということで、すでにもうテナント会、あと、道の駅の推進会議
だとかそういうところで、少し、10周年に向けて打合せをしているところであります。

基本的には、宣伝費として20万円。事業費景品として80万円程度。

また、テナント会では独自にも景品を出して進めていこうというふうなことで、今考え
ているところです。

事業の内容につきましてはどうか、期間につきましては、できれば5月から10月ぐら
いということで、準備期間を持ちながら進めていくような形を今計画をしております。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと事業についてですが、ふるさとづくり事業につつま
しては、自主的なまちづくりのための取組みですとか、景観づくりのための取組みですと
か、非常に使い勝手のよい事業になっています。

これまで、広報において紹介してきていますし、行政区長会議開催してきていますの
で、そのときにも使い勝手のいい事業ですよという形で説明はしてきています。

それに、この事業自体、なるべく使っていただきたいというのもありますので、見直し

等もしてきております。

それで、最近では、ファームサインの作成なのですけども、今、当初みなこの事業によって設置してきているのですけども、10年以上経って老朽化していますので、ある程度古いファームサインについてはいいですよという形を取りまして、今、二つの行政区から問合せ等あります。

ですから、26年度につきましては実施はありませんけども、27年度、来年あたりは出てくるのかと思ひまして、新年度もふるさとづくり事業は予算は見ております。

職員の発信の方なのですけども、先ほどおっしゃったように、区長会議等では発信してきているのですけども、地域担当制及びほかの呼ばれたときには、とくにこれについては言っていないので、また新たな発信できる方法ですね。ホームページも含めて情報発信できる手法を探しながら、広くPRしていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、移送サービスと高齢者等通院タクシーの事業費減についてです。

移送サービスにつきましては、登録者が119名ということで、そんなに変わりはないのですけれども、月々の利用が通年通して減ってございました。

大体月30人ぐらいずつの利用で、それ以上伸びないというような状況に今年なってございますので、この辺が原因かなと思っております。

それと、高齢者等通院タクシーにつきましては、この大きな金額なののですけれども、実は、これを利用しておりました帯広に人工透析にされる方。その方が週に3回ずつ行っていたらっしゃった方の利用がなくなりましたので、大幅になくなったという形になります。

それと、月に1回ぐらい、病院の方を通われていた方も、ご家族の方が一つの病院に通院や何かにあたるという形になりましたので、ほとんどそういう高齢者の通院タクシーの利用というのがなくなったということで、今回の原因になってございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどの外国パンフレットの作成ですとか一般パンフレット作成についての内容はわかりましたし、その中で、どういうパンフレットの中身になるかわからないのですけれども、置く場所としては道の駅が主なような、あとは空港というようなことが言われていましたけれども、また、例えば、帯広市のどこかにそういうようなことを置く場所があるのでしたら、そういうところに置かせてもらうとか、各市町村でも置いてもらうところがあるのでしたら、そういうところにも働きかけたらいいのではないかなというような気がしますし、花フェスタの開催中には、空港に花フェスタのパンフレットを置きますので、そういったところには、ぜひまた置いていただければというように思っております。

それと、一般パンフレットの作成については、今までの中札内の案内、魅力的な場所をパンフレットするというように思いますけれども、これについては、例えば、日本語版だけの書き込みになるのかというようなことをちょっと、やはりそれを見て、ちょっと英語とかそういうようなものが加えられれば、また効果的かなというようにも思っているのですけれども、それは今後を検討していただければというように思います。

それとあと、先ほどのふるさと事業の助成の中身について、もう少しPRが足りなかったのではないかということだったのですけれども、何かちょっとハードルが高いのではないかなという、私思いがして、何か事業をしなければだめなのではないかなとかとい

うような中身なのかということで、ハードルの的に高く、例えば何か、講習会をしたいとか何かそういったところにも利用できるような、ちょっと柔軟な事業になれば私はいいのかな。

ふるさと事業づくりですから、何かの目的を持って事業をするということが必要なのかもしれないけれども、何か個人的に講習会を開くとか、そういったことにも使えるような事業であればいいなというように思っておりますけれども、そのことについて、もしか私の考えが違っていれば教えていただければと思います。

あと、次に先ほど言いましたように、移送サービスに対する利用がなかったということは、それだけ利用しなかった理由については、例えば、今までこの移送サービスに利用していた人たちが、たまたま今年は循環バスの試験運行を行ったと思うのですよね。

そういったところに移行したのかなという考えが私の中にはちょっとあるのですけれども、そういうことで減になったのかというようなこともちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） まず、パンフレットの設置場所なのですが、今、十勝振興局等々にも置いてございます。

これから物産店だとかいろんなところに、ピータン含めて呼ばれたりいろいろしますので、そういったところに多く持ってまた配布をしていきたいというふうに思っています。

あと、パンフレットの外国版なのですが、現在の観光パンフレットを全部英語版だとかいろいろなものを検討してみました。

ものすごくページ数も増えるし大変ということで、いろんなところのパンフレットを取り寄せて検証したのですが、やっぱりA4の三つ折りがちょっと見て観光していくのにはいいだろうと。

分厚いものを渡して投げられるのももったいないなというのもちょっとありましたので、今のところはそういった形で三つ折りのものを使って進めていきたいというふうに考えています。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと事業の中身なのですが、実はそういう講演会等の講師招へい等に活用するのも十分対象になってございまして、この辺は教育委員会で行っている村民カルテックと講師謝礼等に対する助成ですか、重複する面もありますので、あまりふるさとづくり事業が知れ渡っていない面もあるのですけれども、これまでのふるさとづくり事業で取組んでいる景観ですとか、まちづくり、自主的な活動、そこら辺も併せてPRしていきたいと思っています。

毎年、一応広報の方ではこういう事業がありますよという形では紹介はしてきてはいるのですけれども、全額助成というわけにはいきませんので、そこら辺がハードル高いといえればハードル高いのかもしれない。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 移送サービスの関係と巡回バスなのですが、私ども循環バスを見てはいるのですけれども、利用されている方は、移送サービスを利用されている方が乗っているのかというと、実はそうではなかったのですね。そんなに利用はなかったです。

ただ、試してみるかという形で何回か乗っていただいた方はいらっしゃるのですけれど

も、あまり循環バスの方に移行したのかということではないようです。

ですので、皆さん方、お友だち同士で乗り合うような感じでやっているのか、何かそういうお年寄りの中での協力関係がきっと出てきているのではないだろうかなど。

それで大体120人ぐらいでそのままの状態になっている。

私どもとしては伸びるかなと思っていたものが、実は120人ぐらいでの需要規模だったというそういう感じでないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 3、4点。

今、話題に出ていたのはふるさとづくり事業ですね。

これ、確か2、3年前見直しをして断続的な運用できるようにという、そんなやり取りがあったかと思えます。

これ、年々利用が減っているということで、そういったようなことで、答弁が以前にあったのですが、なかなか今回もゼロということで、先ほど来年度の事業、ちょっと説明しているとき聞き落としたのですが、新たに出てきそうだとということですが、ちょっと見直し、どのように見直したのか。

男澤議員が言うように、ハードルが高いというのか、住民のやる気、これを喚起するための補助金なのですか。

基本は2分の1、原則、事業者負担というのかな。

それはずっと変わらないでいるのかなというふうに思いますけども、例えば、事業内容によっては、行政が直でやってもいいような事業、そういった事業が団体が変わってやるというのかな、そういう場合については全額助成するとか、そういう使いやすい弾力的な運営ができるように、大幅な見直しがあってもいいのではないかなというふうに常々思っていますので、そこら辺、このさらなる見直しがあるのかというか、考え方をしているのかどうなのかということと。

あと、これも今前段に出ていたのですが、道の駅の魅力向上補助金ですね、100万円。

僕もちょっと勘違いしていたのですが、執行方針の中で、ソフト・ハード面で来年度方向性を示したいという執行方針が出ていたので、そっちの方にお金を使うのかなと思っていたら、ちょっと違うみたいで、10周年の事業に使うというそういうことなのですね。

執行方針の中でも、これもテナント会とか観光協会が中心にという方向に入っているのですが、ちょっと疑問に思うのは、指定管理者である商工会が当然中心になってやるべきでないのかなというそんな気がします。

観光協会という、どちらかという役場ですね、主体的にやるの。

ではなくて、指定管理者である商工会がやっぱり中心になってもらわなければならない、やるべきでないのかなというふうに思いますけども、そこら辺の考え方どうなのかということと。

あと、78ページですね。移転補償、住宅のですね。

これ、移転者が減少したということですが、改修した分については、入っている人の分を当初予算計上したと思うのですが、実態は半分ぐらいかな、執行した額ですね、

どうということなのか。

予算の組み方として、1回出て戻る分を予算計上しているのかな、出たら、そのままやっぱ戻らないという人、そういう意味で執行残になったのか。

そこら辺のちょっと考え方ですね。

それと、これも先ほど出ていましたけども、アミューズシアターの関係ですね。

来年予算計上しないって、ちょっとそんな話かな。

この組織自体が、計上しないってことはどういうことになるのかなということで、芸術鑑賞の機会拡充ということで、それはそれでもし役割終えたということであれば、それはそれでいいのかもしれないけども、今後そういう芸術機会の鑑賞、まず主体的にどこかの組織が出てくればそれはそれで結構なのですが、それが全くなくなって、予算も計上しないということになると、ちょっとそういう機会拡充という面で、ちょっとどうなのか。

ちょっと疑問に思う部分があるものですから、そこら辺についての考え方、あれば伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと事業の見直しについてですけども、ふるさとづくり事業につきましては、これまでも見直ししている経過がございます。

当初は、村おこし事業、自主企画の事業、講習会、講演会、そして、イメージアップ推進事業、そして人材育成事業等、2分の1もしくは3分の1の事業があるのですが、そのような形で始まりまして、その後、利用が少なくなってきた段階で、先ほどおっしゃったように、10割の助成もでございます。

時限的な形で取組んだのですが、地域の景観をモデル的に取組む事業。

それと、まちづくり提案事業という形で、地域が自分たちが自立してイベント等を行う場合、その場合、年数を区切ってですけども、全額、当然対象外はあるのですが、対象となるものは10割という形で助成した経過がございます。

その後、まだ自主防災組織の立ち上げに併せて、1戸当たり3,000円限度という形で、これもふるさとづくり事業の補助事業として行ってきて、その時代、時代に合わせた形で取組んできています。

今後、今のまま、このまま進むというわけではございませんので、新たな村民からの意見等あれば、この事業に活用できるかどうか判断していく中で、見直し等ふるさとづくり事業を考えていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 道の駅の魅力向上ということで、リニューアルの10周年ということでしたので、今回につきましては、指定管理者が中心になるということではなく、共に進めよう。10周年ですので、観光協会も今まで、道の駅フェアだとかいろんな部分でかかわっている。また、テナント会については、それぞれあそこで運営してもらおう。

誰かに頼るのではなくて、みんながお互いに進めていくというような形を取りたいということで、今回についてはどこがというよりも、観光協会が主にはなると思うのですが、一緒に進めていこうという話の中で進めております。

商工会については、テナント会の事務局も担っていますので、そういったところ含めて進めていくという考え方を持ったということでございます。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 公営住宅の移転補償費の減の理由ですけれども、基本的には現在住んでいる方が出て戻るといふことの原則で予算は計上しております。

それ以外に、改修工事に伴って、移転するための空家が必要なことから、これまで泉団地と上札内東団地につきましては、政策的に空家をつくってきておりました。

今年度、工事を行った住宅も半分近くは空家の状態でやれますことから、その部分については、改修を終えた後に、その先に改修を行う予定の方々が移転をするということも想定して予算を組んでいたのですけれども、現実的にはなかなか、今住んでいる住宅から別な新しいところにするという方はいらっしゃらなくて、それが大きく減じた理由になります。

これについては、今現在も戸別訪問しながら、先々、近いところから戸別訪問をして、これからの改修の説明と、希望があれば、今の空いているところの空家に移るといふこともお勧めしながらやっておりますので、そういった余分の予算については、ほとんど未執行ということで、このような形での減額補正となっているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず、アミューズシアターの組織については無くなります。

それから、無くなった後の村民に対する芸術機会の提供拡充につきましては、従来の形ではなくて、文化振興基金を使って、主催をしていただく団体等に対して補助をしていくということで、文化振興奨励事業の基準を、あるいは限度額をこのほど見直しをして、4月1日から適用しようとしていますけれども、限度額50万円から150万円に。補助率は2分の1から5分の4、80パーセントですけども、に引き上げて、大規模なものについては、収益性からすると難しいかもしれませんが、中規模程度のコンサート等の開催については可能なものになるように、規則の改正をしたところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ふるさとづくり事業ですね。

見直しを随時してきているということですけども、例えば、先ほど出ていた講演会なんかも、それぞれいろんな講演会があると思うのですけども、本当に住民全体のためになるようなそういう講演会。そういった部分については、3分の1とか半額でなくて、全額とかそういう方向で、これ確か、要綱だったと思うので、これの選定委員会か何かありますよね、内部の検討で。この中で、随時出てきた部分について、弾力的に受け付ける。

その中で、内部で十分検討していくというそんな弾力的な運用といふかな、そんなこともあっていいのではないかなという気がしますので、ぜひ、今後内部で100万円、これ、基金を積んでそれを運用しているわけですから、やはりその分は消化するような形でぜひ積極的に取組んでほしいなというふうに思います。

あと、観光協会の絡み。

確かにイベント、何回かやっていますけども、どちらかといふと観光協会と言いつつ、実際に出席している人たちを見ると、ほとんど役場の職員がやっているかなというふうに見受けられます。

本当はこんなのでいいのかなという感じも私自身していますので、できるだけそういう民間の方が積極的に、観光協会という組織があるのなら、そういう中で全体的にやってくとか、そこら辺の持っていく方、今後、観光協会の在り方ということ自体もいろいろあるのです。

ここはその場ではないので、差し置きますけども、ここら辺、観光協会の在り方も含めて、今後検討していい方向に持って行ってほしいなというような気がします。

あと、移転費用はわかりました。

文化振興奨励補助金ですね。

従来、これも使用料、本人負担、自分の位置、鑑賞者負担という、それ原則あると思います。5分の4といたらかなり、低額で鑑賞できるのかな。そういうことになっていくのでしょうかね。

これも本当にそんなのでいいのかなという感じはしますけども、ここら辺、全体的に、今までやってきた事業に対して2分の1でずっとやってきたいろいろな事業ありますよね。

そこら辺も全体含めて、本当に5分の4でいいのかなのかという部分でちょっと疑問に思う部分もあるのですけども。

そこら辺、具体的にこういう事業は幾らという、そこら辺まで詰めた中での5分の4ということなのでしょう、その辺について。

○議長（高橋和雄君） アミューズの関係は文化振興基金の関係では、27年度の予算の中でちょっと議論していただければと思います。

ということで、今、意見の方がほとんどだったので。

反問権。

高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 5分の4でいいのかということ、高すぎるのではないかと、いうふうには受け止めてよろしいのでしょうか。

ほかの事業と比べて。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今までずっと、基本は2分の1以内ということではほかの事業やってきたと思うのですよね。

それがいきなり5分の4というのはどうなのかという、そういう意味での質問です。

○議長（高橋和雄君） 率が高すぎるという意味だと思います。

3回終わりましたので、そのほかの質問を受けたいと思います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、議案第13号に対する討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第13号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案の通り可決されました。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案の通り可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案の通り可決されました。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案の通り可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案の通り可決されました。
議案第18号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案の通り可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りをいたします。

明日7日から11日までの5日間、議事日程の都合により休会し、12日午前10時から本会議を開きたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日7日から11日までの5日間休会とし、12日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 3時 5分